

圧を調べない者。各種メーターを見ず、走行中に温度の上がるのに気づかず、冷却水を沸騰させてしまった者。

(14) 自動二輪車の走行中に、足を地面につけた者。

2. 以下のような状況のうち一つがあった場合は、20点減点する。

(1) ギアを入れ換えるとき、1回ギアがきしむ音がし、それがひどい者。

(2) ギアを1回入れ違ったが、すぐに修正した者。

(3) きごちない操作のために、1回ひどく車がノックした者。

(4) 発進するのに、ハンドブレーキを緩めるのを1回忘れたが、すぐに修正した者。

(5) 電源を入れるのを忘れて、スターターを1回使おうとした者。

(6) 左右折後、方向指示灯を戻すのを1回忘れたが、自分で気がついて修正したがその修正がやや遅かった者。

(7) 運転中に判断を誤まり、走行すべきところをしない、ということが1回あった者。

3. 以下のような状況のうち一つがあった場合は、10点減点する。

(1) 発進、停止するのに、30cm以内の範囲で滑ったが、危険はなかった者。

(2) クラッチとアクセルの呼応が悪く、車両が軽くノックしたり、エンジンが高速で空回りをしたり、という現象を招いた者。

(3) カーブの角度が少々悪く、車輪の方向を換える、それを戻す動作がやや早い、あるいは、やや遅い者。

(4) 変速するとき、ギアのきしむ音がするが、それほどひどくない者。

(5) アクセルを急いで踏み、エンジンに燃料爆発音が起こった者。

(6) ギアの入換えの時機が少々不適當で、半クラッチを使いながらアクセルを踏んで、無理に走行する者。

(7) 速度調整にやや劣る者。

(8) 停車が不正確、あるいは安定性がない者。

(9) 走行中の路面の選び方がやや劣っている者。

(10) オートバイが、ブレーキを使って減速するときに、同時に、前ブレーキを使わない者。

<資料-5>

北京市道路交通管理暫定規則等

資料5 目 次

北京市第7期人民代表大会常務委員会第6回会議における「北京市道路交通管理暫定規則」批准に関する決議	114
北京市道路交通管理暫定規則	115
北京市道路交通管理处罰暫定規則	133
「北京市道路交通管理暫定規則（草案）」に関する説明	141
交通指示棒信号図	147
交通警察の補助手信号図	147
交通標識図	148
交通標示図	151
北京市第8期人民代表大会常務委員会による「北京市道路交通管理暫定規則」の若干の修正を批准する決議	153

北京市第7期人民代表大会常務委員会第6回会議における
「北京市道路交通管理暫定規則」批准に関する決議

(1981年11月7日通過)

北京市第7期人民代表大会常務委員会第6回会議決議

北京市人民政府提出の「北京市道路交通管理暫定規則」を批准、北京市人民政府により公布、
1982年3月1日より施行する。

北京市道路交通管理暫定規則

(1981年11月1日、北京人民政府公布)

第1章 総 則

第1条 当市の道路交通の管理を強化し、交通秩序を維持し、交通の安全でスムーズな運行を保証することにより、社会主義近代化建設の必要を満たすことを目的として、「中華人民共和国治安管理処罰条例」と「都市交通規則」に基づき、当市の具体的状況を考慮し、本規則を制定する。

第2条 車道、住宅地内の大、小の道、公共の広場、駐車場は、占用したり、掘ったり、その他交通を妨げるようなことはしてはならない。特別な事情で、一時的に占用したり、掘ったりする必要がある場合は、公安局の許可を得なければならない。

第3条 通行人、車両はともに、それぞれ決められた道を通行しなければならない。車両は右側を通行しなければならない。

第4条 当市の市民及び当市を訪れた者は、皆、この規則を守り、交通警察の指揮、管理に従わなければならない。あわせて、本規則に違反する者の行為を注意し、止めさせる権利を持つ。

第5条 役所、軍隊、団体、学校、町会、公社及び企業や事業所等の職場は、それぞれに所属する者が、本規則を遵守し、交通秩序を守るよう教育しなければならない。

第2章 交通信号、交通標識、交通標示

第6条 交通信号

(1) 交通信号灯。

信号が青のとき、車両は、直進することができる。左折あるいは右折する車両は、直進する車両を妨げなければ、通行してよい。

信号が黄色のとき、車両は、停止線の外側（手前）で、停止しなければならない。すでに、停止線を越えてしまった車両は、停まらずに、進行しなければならない。

信号が赤のときは、車両の通行を禁止する。

右折する車両、T字路で右側に横道のない道路を通行している直進車両は、黄、赤信

号の場合も、通行を許されている車両の進行を妨げない限りは、通行できる。

この項の規則は、車道を通行する隊列や、家畜を追ったり、家畜に乗ったりしている者にも適用される。

(2) 横断歩道の信号灯。

信号が青のとき、通行人は、横断歩道を渡ることができる。

信号が赤のとき、通行人は、横断歩道内に入ることはいできない。

(3) 交通誘導棒信号。

停止信号。交通警察が気をつけの姿勢で、右手に誘導棒を持って、上に真っすぐ伸ばしたとき、この信号は、黄信号にあたる。

進行許可の信号。交通警察が気をつけの姿勢で、誘導棒を右手に持って、右に真っすぐ伸ばし、続いて、それを左側に回したあと、下にたらし、気をつけの姿勢を続けたとき、交通警察の左右は緑の信号に、前後は赤信号にあたる。

交通警察が休めの姿勢をとると、それが、信号解除にあたる。

(4) 交通警察の補助手信号。

一方の車両を停止させる手信号、車両の直進手信号、車両の大回り、小回りの左折手信号、車両の徐行手信号、車両に道を譲るよう、また、端により停車するよう指示する手信号の7種があり、補助手信号と信号灯が食い違ふときは、補助手信号の方を正しいものとする。

第7条 交通標識。

(1) 指示標識。

通行人、車両に、通行あるいは停止を指示する標識で、円形、長方形の2種類の形があり、標識板の色は、青地に白い縁どり、その外側にさらに青い線を入れ、図案は白で描く。

(2) 警戒標識。

運転者に、危険に注意し、減速、徐行するよう警告する標識で、正三角形。標識板の色は、黄色の地に、黒い縁どり、図案は黒で書く。

(3) 規制標識。

車両に制限を加える標識で、円形。標識板の色は、白地に赤い縁どり、図案は黒。

第8条 交通標示。

(1) 歩道線。

白の実線。特別に歩道が設けられていない路面に引く。この線の外側から道路の縁までを歩道とする。

(2) 横断歩道。

白のしま。車道の上に横に引いて、通行人に優先的に通行してもらう。

(3) 中央分離線。

黄色の実線2本。上下の対向する車道を隔てる役割をする。車両が、この線を踏んだり、越えたり、横切ったりすることを厳禁する。

(4) 中央線。

白の実線。上下の対向する車道を分ける役割をする。対向車線をくる車の正常な通行を妨げなければ、線を越えて追い越しをしたり、左に曲がったりしてもよい。

(5) 車道区分線（車線境界線）。

白の点線。車種によって分けた車線を区分するための線。その道を使うべき車両の通行を妨げなければ、道を譲る、追い越しをする、曲がる、駐車する等のために、線を越えて少しの間、他の車種の走る車線内を借りて走ってもよい。

(6) 駐車禁止線。

黄色の点線。車道の縁、あるいは、歩道の端に引く。この表示がある部分の車道では、一時停車、駐車を禁止する。

(7) 停止線。

白の実線。交差点の外側の車道に横に引く。車両は、停止信号にぶつかったとき、あるいは、幹線道路を通行している車を先に通行させるときは、この線の外側（手前）で停車しなければならない。

(8) 中心円。

白の実線の円。車の大回り和小回りを区分するのに使うが、この線を踏んではいけない。

(9) 左折車道区分線。

白の扇形の点線。変形交差点内に引かれ、左折する原動機付車両は、この線の左側ぎりぎりのところを通行し、非原動機付車両は、この線の右側を通行しなければならない。

(10) 方向指示の矢印。

白い実線の矢印。通行する車の方向を指示するのに使う。

(11) 進行方向別区分線。

黄色の実線。交差点の停止線の外側（手前）に引かれ、進行方向別の車線を明示する。

(12) 導流帯。

白の流線型のしま。変型交差点、路上に、引かれ、車の流れを分けるのに使われる。

(13) 停車方向線。

白の四角形の実線。駐車場に引かれ、駐車する車両の駐車位置、方向を示す。

第9条 交通事情の必要に応じて、市公安局は、国の関係規定に基づき、新しい交通標識、標示、また、交通信号を加えなければならないが、通行人、車両とも、これを遵守しなければならない。

第3章 車 両

第10条 車両は、道路上を通行する場合、以下の規定を遵守しなければならない。

- (1) 指定された位置に、車両管理機関の発行したナンバープレートをつけ、いつもはっきり見えるようにしておかなければならない。
- (2) いつも車両に、車両管理機関の発行した走行証をおかなければならない。また、トラクターの走行証は、市公安局と、市の農業機械局車両管理機関共同の検査を経て、手続きされなければならない。
- (3) 車両の持ち主が変わったとき、車種、色を変えたとき、廃車にする、走行証を再発行してもらう。本市から転出する、あるいは他所から転入する等の場合は、公安交通管理部門に出向き移動登録の手続きをしなければならない。
- (4) ナンバープレートのない原動機付車両が、本市で臨時に通行する場合、公安交通管理部門で、通行証をもらい、規定に従って運行しなければならない。
- (5) ナンバープレートのない原動機付車両が、外地へ行く場合、公安交通管理部門で臨時にナンバープレートをもらい、指定された時間、路線に基づいて、市を出なければならない。
- (6) 科学研究、製造、修理などの職場が、総合的技術テストを行うのに使っている原動機付車両は、車両管理機関が発行したテスト専用ナンバープレートをかけ、規定に基づいて運行しなければならない。ブレーキのテストをするときには、第15条の規定を守らなければならない。
- (7) 原動機付車両は、公安局の規定した一定期間ごとに、検査を受けなければならない。期限を過ぎ、まだ検査をしていない車両は、道路上を通行することができない。
- (8) 車両ナンバープレート、走行証、運転免許証は、内容を変えたり、他のことに流用したり、故意に破損、偽造したりしてはならない。

- (9) 原動機付車両のブレーキ、ハンドル、クラクション、ワイパー、バックミラー、ライトは、いつもきちんとして、その役目を果たせるようにしておかねばならない。ブレーキ、ハンドル、ライトが途中で故障した場合は、停車して修理をしてからでなければ走行してはならない。
- (10) 普通自転車、三輪自転車、家畜に引かせる車の制動装置は、いつもきちんと思えるようにしておかねばならない。
- (11) 普通自転車、三輪自転車、車椅子は、エンジンをつけてはならない。
- (12) トラクターは、タイヤを換えたり、速度を調節したりしてはならない。
- (13) 車両が、車道内で破損し、移動できない場合、目立つような標識を出し、また付近の交通警察に知らせ、あわせて、速やかに車を移動させるよう方策を施さねばならない。

第11条 原動機付車両のライト使用については、以下の規則を守らねばならない。

- (1) 夜間運行するときには、必ずライトを使用せねばならない。使用時間は、街灯の点灯消灯時間に合わせる。昼でも、視界が100m以下の場合、点灯せねばならず、また、霧が濃い日は、霧灯を点灯しなければならない。
- (2) 夜間、街灯の照明が良好な道路上を通行する場合は、下向き（ディマー）の前照灯あるいはスモールライトを使用せねばならない。
- (3) 夜間、照明がない、あるいは照明の足りない道路を通行する場合は、上向きの前照灯を使わねばならない。ただし、対向車があるときは、その車の150m以上手前で、下向きの前照灯に切り換えなければならない。また、下向きのライトも眩しいときは、スモールライトを使わねばならない。
- (4) 夜間、狭い道路上で、向かい側よりくる非原動機付車両と出会った場合には、そのまま、上向きの前照灯を使い続けてはならない。
- (5) 夜間、車道に車を停める場合、あるいは牽引されて走る場合は、スモールライトと、尾灯をつけなければならない。
- (6) 右折するとき、車道を変更するとき、あるいは、車道の縁に車を停めるとき、右折灯をつけなければならない。
- (7) 左折するとき、車道を変更するとき、駐車していた場所から離れるときは、左折灯をつけなければならない。
- (8) Uターンするときは、左折灯をつけたうえ、手を伸ばして、回ることを知らせなければならない。

第12条 車両は、クラクションを使う場合、以下の規定を守らねばならない。

- (1) 原動機付車両のクラクションの音量は105 デシベルを超えてはならない。

- (2) 原動機付車両は、22時より翌日の5時まで「第三環状道路」以内、あるいは、郊外の町村内を通行するとき、クラクションを鳴らしてはならない。上向きの前照灯と下向きの前照灯を交互につけることで、代用する。
- (3) 原動機付車両が、クラクション禁止地区外で、あるいは禁止地区内で禁止時間外に、クラクションを鳴らす必要のある場合も、1回の時間が半秒を超えてはならず、続けて鳴らす回数も3回を超えてはならない。また、クラクションで、人を呼んではならない。
- (4) 消防車、救急車、パトカー、緊急工事車両は、規定に基づき、専用の警報機を備えなければならない。また、任務執行中以外の警報機の使用は厳禁する。
- (5) 普通自転車、三輪自転車は、ベルを使用する。

第13条 車とトラクターが付随車を牽引する場合、以下の規定を遵守しなければならない。

- (1) 1台しか牽引できない。連結装置は堅固でなければならない。
- (2) 牽引される車のブレーキ、ライトは完全に整い、使用できる状態でなければならない。
- (3) 牽引される車は後部に、車両管理局発行のナンバープレートをつけていなければならない。
- (4) 牽引される車の横幅が、牽引する車両の横幅より広い場合、牽引する車両の前部バンパーの両端に、牽引される車の横幅分の標識棒を取り付け、その先端に黄色いランプをつけなければならない。

第14条 原動機付車両は、車両を牽引する場合、以下の規定を遵守しなければならない。

- (1) 牽引される車両は、正式の運転者によって、運転されなければならない。
- (2) 1台しか牽引できない。バックすることはできない。
- (3) 小型車は、大型車を牽引することはできない。
- (4) 自動二輪車と、原動機付自転車は、車両を牽引することはできず、また、他の車両に牽引されることもできない。

第15条 原動機付車両は、ブレーキのテストをする場合、以下の規定を守らねばならない。

- (1) ブレーキテストの許可標識がある路上でのみ、テストをすることができる。
- (2) 正式の運転者が運転する。
- (3) テストをする者以外の人、貨物を乗せていてはならない。
- (4) 他の車両の通行を妨げてはならない。

第4章 車両運転者

第16条 原動機付車両の運転者は、以下の規定を守らねばならない。

- (1) 車を運転するとき、運転免許証を携帯していなければならない。トラクターの免許証は、市の公安局と市の農業機械局車両管理機関で、共同で審査してから、与えられなければならない。
- (2) 運転するときは、ドア、荷台の枠をしっかり閉めなければならない。
- (3) 免許証は、他人に貸したり、内容を変えたりしてはならない。
- (4) 飲酒後は、運転してはならない。
- (5) 運転を許可されている車種以外の車両を、運転してはならない。
- (6) 運転中に喫煙、飲食、おしゃべり、その他、安全な運転の妨げとなるようなことはしてはならない。
- (7) 車を免許証のない者に渡し、運転させてはならない。
- (8) 安全装置が完全でない、装置が働かない、規定違反の積載をしている等の車両は、運転してはならない。
- (9) 過労、病気で、安全な運転に障りがあるときには、運転してはならない。

第17条 原動機付車両の運転者の育成をする場合、以下の規定を守らねばならない。

- (1) 教習車の前後に、「教習車」の標識をつけ、ハンドル式の教習車は、指導員専用の補助のブレーキを設けねばならない。
- (2) 教習時、車に、教習と関係のない者を乗せたり、貨物を積んだりしてはならない。
- (3) 指導員は、3万kmあるいは2年以上、安全に運転した経験のある者が受け持ち、教習時に、教習生が、本規定に違反したり、交通事故を起こした場合、指導員が、一部あるいは、すべての責任を負わなければならない。
- (4) 教習生は、車両管理機関が発行した、教習運転免許証を持ち、指導員の指導のもと、指定された時間、路線に基づいて、教習しなければならない。
- (5) 運転実習生は、運転を許可されている車種の規定に基づいてのみ、路上での実習をすることができる。
- (6) 運転実習生は、任務を遂行中の消防車、救急車、パトカー、無側のトレーラ、緊急工事車両、タンクローリー、クレーン及び危険物を積載している車両を運転することはできない。

第18条 非原動機付車両の運転者は、以下の規定を守らねばならない。

- (1) 多量の飲酒後は、車両を運転してはならない。

- (2) 10歳未満の児童は、路上で、自転車に乗ってはならない。また、12歳未満の児童は、道路上で、大型の自転車に乗ることはできない。
- (3) 営業用の三輪自転車を運転するものは、営業運転するとき、運転免許証を携帯しなければならない。

第5章 車両積載

第19条 車両の積載は、以下の規定を守らねばならない。

- (1) 重量は、車両管理機関の規定する数字を超えてはならない。
- (2) 積載するとき、平均に積み、しっかりと固定しなければならない。散らばったり、舞い上がったり、流れ出たりしやすく、衛生、安全に障りのあるものを積む場合は、しっかりと密閉し、もし落ちたり、漏れたりした場合は、すぐに停車し、密閉し、路上に落ちたものを速やかに片づけねばならない。
- (3) 大型貨物車の積載物は、高さは地面から4 mを超えてはならず、横幅は、左右それぞれ荷台を10cm以上超えてはならない。前後の長さは、前後あわせて車の長さを2 m以上超えてはならず、はみ出した部分は地面に触れてはならない。
- (4) 普通貨物車の積載物は、高さは地面から2.5 mを超えてはならず、横幅は左右それぞれ荷台を10cm以上超えてはならない。前後の長さは、前後あわせて車の長さを1 m以上超えてはならない。
- (5) 後三輪オートバイ、バッテリー車、三輪車の積載物は、高さは地面から2 mを超えてはならず、横幅は、左右それぞれ荷台を10cm以上超えてはならない。前後の長さは、あわせて、車の長さを1 m以上超えてはならない。
- (6) 原動機付車両の付随車の積載物は、高さは、前の原動機付車両の載積高度規定を超えてはならない（大型トラクターに牽引される車は3 mを超えてはならず、普通トラクターのそれは2 mを超えてはならない）。また、横幅は、左右それぞれ荷台を10cm以上超えてはならず、前後は、前は荷台を超えてはならず、後は、荷台を1 m以上超えてはならない。
- (7) 人力貨物車の積載物は、高さは地面から、2.5mを超えてはならず、横幅は、左右それぞれ荷台を10cm以上超えてはならない。また、前後は、あわせて、車の長さを1.5m以上超えてはならない。家畜の力による場合も、本項規定を適用する。
- (8) 自転車の積載物は、高さは地面から1.5mを超えてはならず、横幅は、左右それぞれハ

ンドルを15cm以上超えてはならない。また、前後を、あわせて、自転車の長さを30cm以上超えてはいけない。

(9) 車両が、体積が規定を超える、解体不可能な物を運ぶ場合は、22時から翌日の5時までの間に通行せねばならない。特殊な事情がある場合は、公安交通管理部門の許可を得たうえで、通行証をもらい、指定された時間、路線、要求に基づいて、通行しなければならない。

(10) 原動機付車両は、貨物を積んで通行するとき、荷台の後枠や積載物で、車のナンバープレートや、テールライト、ブレーキ灯を隠してはならない。

第20条 車両は、人を乗せる場合、以下の規定を守らねばならない。

(1) 車両管理機関の定める人数を超えてはならない。

(2) 貨物車の荷台に、5人以上が乗る場合は、3万kmあるいは2年以上安全に運転した経験のある運転手を選んで、運転させなければならない。

(3) 自動二輪車、側車付自動二輪車は、運転者の後ろに1人しか乗せることができない。ただし、12歳未満の児童を乗せることはできない。原動機付自転車は、人を乗せることはできない。

(4) 原動機付車両は、車内以外は、どの部分にも人を乗せることはできない。また、貨物車の後ろにつけられた付随車、ダンプカー、クレーン車、無側トレーラー、機械車両等は、人を乗せてはならない。しかし、ダンプカーでも、しっかりと歯止めがしてあるものや、クレーン車、無側トレーラー、ゴミ運搬車でも、しっかりと囲いを取り付けたものは、公安交通管理部門の許可を得たうえで、1人から4人の作業員を乗せることができる。

(5) トラクターの後ろの付随車には、人は乗せられないが、大型トラクターの付随車には1人から4人の荷卸し作業員を、小型トラクターの付随車には1人から2人の作業員をそれぞれ、積載物に付属する形で乗せてよい。

(6) 原動機付車両の積載物が、荷台の枠の高さを超える場合は、荷物の上に人が乗ることはできない。ただし、運転室寄りに乗る場合はよい。

(7) 大きくて重い荷を積んでいる場合、荷が、荷台の前側の枠についていないとき、その荷の前（前の枠と荷の間）に人が乗ってはならない。

(8) 営業用三輪車は、規定の人数以上を乗せてはならず、定員以外に乗せる子どもも1人を超えてはならない。

(9) 貨物用の営業用三輪車は、客を乗せてはならない。

(10) 営業用でない三輪車が、荷物を積む場合、荷の上には人が乗ってはならない。人を乗

せるときは2人を超えてはならない。また、乗っている者は、車の中で立ち上がって
はならない。

第6章 車両走行

第21条 上下線が通行している道路では、車両は、以下の規定に基づき、道を区分して走行せねば
ならない。

- (1) 車道の区分がなされていない道路では、非原動機付車両は、道路の右寄りを通行し、
原動機付車両は、真ん中を通行する。ただし、対向車がある場合は、減速し右に寄って
通過する。
- (2) 車道上に、非原動機付車両と原動機付車両の車線の区分がなされているとき、原動機
付車両、非原動機付車両は、それぞれの車線を通行する。
- (3) 原動機付車両用の車道が、普通車用車線と大型車用車線に分かれている場合は、普通
乗用車、自動二輪、側車付自動二輪車は、普通車用車線を通行し、その他の原動機付車
両は、大型車用車線を通行する。普通乗用車、自動二輪、側車付自動二輪車も、大型車
用車線内の車両の通行を妨げなければ、大型車用車線を通行してもよい。
- (4) 同じ車道内を通行している車両で、低速車種は、右に寄って通行し、同じ車種でも、
低速で通行するものは、右に寄る。
- (5) 原動機付自転車は、車線が分けられていない道路では、中心のやや右寄りを通行し、
原動機付車両用車線と、非原動機付車両用車線に分けられている道路では、原動機付車
両用車線の右端の線から1m範囲内を通行し、また、原動機付普通車両用車線と、大型
車両用車線に分けられている道路では、大型車用車線の右端の線から1mの範囲内を
通行しなければならない。
- (6) 家畜を追っている者、家畜に乗っている者は、非原動機付車両用車線内の一番右寄
りを通行しなければならない。

第22条 トラクター、家畜の引く車、家畜に乗っている、あるいは追っている者は、市街地に入
てはならない。特別の事情がある場合には、市公安局を経て、市の人民政府に報告し、その
許可を得たうえで通行証の発行を受け、はじめて市街地に入ることができる。家畜は糞を受
ける物をつけなければならない。機械車両は、5時から22時までの時間内、「第三環状道
路」より内側の道路を通行してはならない。また、その他の時間帯に、「第三環状道路」以
内を通行するときも、自動車の通行が禁止されているところに入ってはならない。

第23条 散水車、清掃車は、作業地域で任務を行っている場合、交通安全を保証できる条件のもとで、通行方向、通行路線、リターン規定の制限を受けない。

第24条 交通パトカーが前後を守っている車の隊列に出会った場合、車両、通行人とも、これに道を譲らねばならず、これを横切ったり、追い越したりしてはならない。

第25条 車両は、交差点を通過する場合、以下の規定を守らねばならない。

- (1) 停止信号に遭った場合、順番に、停止線の外側に停止しなければならない。停止線のない場合は、交差点の入り口から2 m以上外側で停止しなければならない。
- (2) 自転車が、停止信号に遭った場合、左折するのに、交差点の外側を回ったり、直進するのに、右折する方法で回って行ってはいけない。
- (3) 左折する場合、原動機付車両は、小回り（右側の車輪が、中心の円から3 m以上離れてはならない）、非原動機付車両は、大回りしなければならない。
- (4) 進行方向別通行区分の標識、標示がある場合、自分が進行する方向によって、それぞれの区分線の中に入らねばならない。方向別通行区分線の中に入った後は、その車道内の矢印の指示する方向に従って交差点を通過しなければならない。
- (5) 同一車線内に、信号を待っている原動機付車両がいる場合、後続車は、その左右から回り込んではいけない。
- (6) 進行したい方向の車道が渋滞している場合、交差点の外側で停車して待ち、交差点内に進入してはならない。

第26条 車両は、信号機のない交差点を通るとき、以下の規定に基づいて、他の車に道を譲らねばならない。

- (1) 脇道を通行している車両は、幹線を通行している車両に道を譲る。
- (2) 脇道、幹線の区別のない場合、右側の道から車のきていないほうの車を先行させる。
- (3) 対向車線からくる車とすれ違う場合、曲がる車は、直進車を先行させる。
- (4) 交差点に入ろうとする車は、交差点内の車を先行させる。

第27条 車両は、踏み切りを通る場合、以下の規定を遵守しなければならない。

- (1) 遮断機が下り、ランプ、警報器の音が信号を出しているか、あるいは、監視員が、列車の通過を知らせている場合、停止線の外側に順番に停止しなければならない。停止線がない場合は、鉄道線路より5 m以上外側に停止しなければならない。
- (2) 信号設置がなく、監視員もない線路との交差点を通過する場合、一時停止してよく見渡し、安全を確認してから、はじめて通過することができる。

第(1)、第(2)項の規定は、通行人、隊列、家畜を追う、あるいは家畜に乗っている者にも適用される。

第28条 原動機付車両は、制限速度の標識のない路上を通行する場合、交通安全を保証できるという条件のもとで、最高時速を、以下のように制限する。

(1) 「第三環状道路」以内と郊外の町村で、普通乗用車と自動二輪、側車付自動二輪車が、原動機付普通車両用車線が設けられている道路を走るとき、60kmを超えてはならない。また、大型、普通の原動機付車両の車線が分けられていない車道内では、50kmを超えてはならない。車道区分線のない車道内では、40kmを超えてはならない。大型乗用車、大型・普通貨物車（三輪の車は含まない）は、大型原動機付車両用車道内では、50kmを超えてはならない。大型・普通原動機付車両の区分線がない車道内では、40kmを超えてはならない。車種区分のない車道内では、30kmを超えてはならない。

二連結車、付随車付の自動車、トロリーバス、人を乗せた貨物車、三輪自動車、後三輪オートバイは、大型原動機付車両用車道内では、40kmを超えなければならない。大・普通原動機付車両の区分線がない車道内では、30kmを超えてはならない。

小型オートバイは30kmを超えてはならない。バッテリー車、ハンドル式トラクター、機械車両は、20kmを超えてはならない。ハンドトラクターは、15kmを超えてはならない。

(2) 「第三環状道路」より外側（第三環状道路を含まない）の一般道路では、普通乗用車は、70kmを超えてはならない。大型乗用車、大型・普通貨物車（三輪車は含まない）、自動二輪、側車付自動二輪は、60kmを超えてはならない。後ろに付随車を付けた車両、トロリーバスは、50kmを超えてはならない。また、人を乗せた貨物車、三輪自動車、後三輪オートバイは、40kmを超えてはならない。小型オートバイ、バッテリー車、ハンドル式トラクター、機械車両は、30kmを超えてはならない。ハンドトラクターは、20kmを超えてはならない。

(3) 高速路標識のある路上でも、普通乗用車は、80kmを超えてはならず、大型乗用車は、70kmを超えてはならない。その他の原動機付車両の最高時速の制限は、第2項と同じとする。

第29条 原動機付車両は、以下のような場合、時速15kmを超してはならない。

(1) 交通信号機、あるいは監視台のある交差点を通るとき。

(2) 横町、住宅地内を通行するとき。

(3) 道を譲ったり、駐車したり、曲がったり等で、非原動機付車両の車線を出入りするとき。

(4) Uターンするとき、曲がったり、急な坂を下りるとき。

(5) 装置が壊れた車両を牽引するとき。

- (6) 線路、狭い橋、城門、架橋下を通過するとき。
- (7) 積雪、結氷した路上を通行するとき。
- (8) 風砂、雨、雪、霧などで、視界が30m以下のとき。
- (9) クラクションが途中で故障した場合、降雨、降雪中にワイパーが途中で壊れたとき。
- (10) 警戒標識に出遭ったとき。

第30条 原動機付車両は、横町や、敷地の入り口を出入りする場合、その時速は、10kmを超えてはならない。

第31条 同じ車道内では、先行車両と後続車両との間に、その走行速度、路面の状況に基づいて、いつでもブレーキをかけて、停車できるだけの距離を保っておかねばならない。

第32条 原動機付車両の追い越しは、以下の規定を守らねばならない。

- (1) 追い越しの前、しっかり前後の状況を見渡し、安全が保証できる場合に、はじめて追い越すことができる。
- (2) 追い越しするとき、先行車から20m以上離れた所でクラクションを鳴らし（夜間22時より翌日5時までは、上向きの前照灯、下向き前照灯を交互につけることで代用する）、先行車が減速し、道を譲るのを待って、その左側から追い越す。
- (3) 追い越し後は、追い越された車両の通行を妨げないように、元の車線に戻る。
- (4) 先行車の時速が、すでに後続車の最高制限速度に達している場合、また、すでに左折ライトをつけている場合、後続車は、これを追い越してはならない。
- (5) 追い越しに必要な路上で、対向車と出合う可能性があるときは、追い越しをしてはならない。
- (6) 付随車を連結していたり、車両を牽引している場合、あるいは、第29条、第30条に規定されているような状況にある場合は、追い越しをしてはならない。

第33条 一つの車道内で、低速車種、あるいは低速で走行している同種の車両は、後ろからきた高速車が、追い越しの信号を出した場合、条件が許す状況においては、減速し、右に寄って、これを先行させなければならず、故意に道を譲らないというようなことをしてはならない。

第34条 原動機付車両、非原動機付車両用車線が分けられている道路上では、原動機付車両は、Uターン標識がある所でのみ、Uターンすることができる。その他の原動機付車両は、Uターンをしている車両に出合った場合、減速し、これを避け、道を譲らねばならない。

第35条 原動機付車両が、バックする場合、運転者は、まず、周囲の状況をしっかりと調べ、安全を確認した後、はじめてバックすることができる。カーブ、坂道、橋、踏み切り、交差点や、危険な路上では、バックしてはならない。

第36条 原動機付車両が、他の車と出合ったとき、以下の規定を守らねばならない。

- (1) 障害物がある路上で、車が出合った場合、障害物のある側の車両は、減速し、対向してくる車両を先行させねばならない。障害物のある側の車両がちょうど障害物を越しているときは、対向してくる車は減速し、避讓しなければならない。
- (2) 狭い坂道で、車が出合った場合、坂を下っている車は、上ってくる車を先行させる。下っている車が、すでに途中まできており、上るほうの車が、まだ坂道に入っていない場合は、上るほうが下るほうを先行させねばならない。
- (3) 山沿いの険しい道で、車が出合った場合、山側の車両が、外側の車両を先行させねばならない。

第37条 車両は、歩行者のある横断歩道を通過するとき、あるいは、歩行者が横切っている横町の入り口を出入りするときに、減速し、道を譲り、歩行者の安全を守らねばならない。幼稚園児、小学生の隊列が、横断歩道のない所を横断している場合、車両は停車して、これを通さねばならない。

第38条 車両が停車する場合、以下の規定を守らねばならない。

- (1) 一時的な停車。車両は停車禁止でない路上では、右に寄って一時的に停車することができるが、運転者は、車を離れてはならず、交通の妨げとなる場合は、速やかにその場を離れねばならない。原動機付車両の左側のドアを開ける場合、その他の車両の妨げとなってはならない。
- (2) 駐車。運転者が車を離れる場合は、駐車場、あるいは指定された場所に車をおかねばならない。原動機付車両は、しっかりとハンドブレーキを引き、エンジンを切って、ドア、窓を閉めて鍵をかけねばならない。

第39条 以下の場所は、車両の一時的停車、駐車を禁止する。

- (1) 交差点、踏切り、橋、カーブ、坂、狭い道、消火栓から15m以内の場所。
- (2) バス、トロリーバスの停留所、あるいは、消防機関の入り口から30m以内の所（バス、消防車等以外の車両）。
- (3) 道路の一方に障害物があるとき、その向かい側の、障害物の長さにあたる路面上。
- (4) 公共の場の出入口、工事中的所、横断歩道、あるいは、駐車禁止標識、標示のある場所。

第40条 バス、トロリーバスが停留所に入るとき、原動機付車両が端に寄って一時的に停車するときには、それぞれ、停車位置より40m手前で、右折表示ライトをつけ減速徐行して、非原動機付車両を避けて、停留所、あるいは道路の端から30cm以内の所に停車しなければならない。停車位置を離れるときは、左折ライトをつけ、40m 以内で、原動機付車両用車線に入らねばならない。

第41条 原動機付車両が、非原動機付車両用の車線に入って停車したり、非原動機付車両用の車線から出たりするために、非原動機付車両が、正常な通行ができなくなった場合には、影響を受けた路上範囲で、非原動機付車両が、原動機付車両用の車線に入ることを認める。後続の原動機付車両は、減速して、これを先行させねばならない。

第42条 車両が、坂を上るとき、蛇行運転をしてはならない。原動機付車両が、坂を下りるとき、エンジンを止め、ギアを入れずに滑り下りてはならない。

第43条 キャタピラ車両が、道路を通行する場合は、先ず、市政府あるいは公道関係の部門の同意を得て、公安交通管理部門の許可を得、指定の時間、路線に従って通行せねばならない。

第44条 消防車、救急車、緊急工事用車両、パトカーは、任務遂行中には、交通安全が保証できるという条件のもとで、交通標識、標示、速度の規制を受けない。車両、行人は、これに道を譲らねばならない。

第45条 普通自転車、三輪自転車に乗る場合、以下の規定を守らねばならない。

(1) 両手ともハンドルから離し、他の車両につかまったり、物を持ったりしてはならない。

(2) 車両を後ろに連結したり、他の車両に連結されたりしてはならない。

(3) 追いかける競争をしたり、ジグザグ運転の競争をしたりしてはならない。

(4) 「第三環状道路」以内や郊外の町村や大きな公路上では、自転車は、他の人を乗せてはならない。

(5) 他の車両の通行を妨げないという条件でのみ、追い越したり、曲がったりすることができるが、乱暴に追い越したり、曲がったりしてはならない。

(6) 上下あわせて4車線以上の原動機付車両用車道がある路上で、左折する場合は、車を押して、横断歩道を通らねばならない。

(7) 普通自転車は、肩に手をかけたり、おしゃべりながら並進してはならない。

(8) 三輪自転車は、並進してはならない。

第46条 畜力車に乗る場合、以下の規定を守らねばならない。

(1) 並進してはならない。

(2) 車上で横になったり、車を離れたりしてはならない。

(3) 郊外の町村、交差点、踏切り、坂道、狭い道、狭い橋、架橋下の道路、その他危険のある場所では、追い越しをしてはならない。二輪の場合は、乗り手が下りて、引いて通行しなければならない。

(4) まだ人になれ従っていない家畜を使ってはならない。車といっしょに家畜の子どもを連れているときは、つないでおかねばならない。

- (5) 車を停めておくときは、しっかりと車停めを引き、家畜をしっかりとつないでおかねばならない。

第7章 歩行者と乗車人員

第47条 歩行者は、以下の規定を守らねばならない。

- (1) 歩道を通行し、歩道のない場合は、道路の端に寄って歩かねばならない。
- (2) 車両区分線がある道路上で、通行人が車道を横断するときは、横断歩道を渡らねばならない。
- (3) 公道、車両区分線のない道路上で、通行人が、車道を渡るときは、車両を先行させねばならない。また、斜め横断をしたり、道路をかけ抜けたりしてはならない。
- (4) 歩道、車道のガードレールを跨いだり、昇ったりしてはならない。
- (5) 学齢前の子どもが、道路や、公道を歩くときは、成人がいっしょにいななければならない。
- (6) 隊列が、道路上を行進する場合、横は2人を超えてはならない。成人の隊列は、車道の一番右寄りを通り、道路を渡ったり、交差点を通過するときは、速やかに通行しなければならない。子どもの隊列は、歩道を通り、道を渡るときは、必ず横断歩道を渡らねばならない。

第48条 乗車人員は、以下の規定を守らねばならない。

- (1) 停留所、あるいは、歩道上で、順番に待たねばならない。
- (2) 原動機付車両に乗る場合、体のどの部分も、車の外に出してはならない。
- (3) 貨物用原動機付車両に乗る場合、荷台の後ろの枠の上に座ってはならない。また、その枠高が1mない場合は、荷台に立ってはならない。ただし、運転席寄りにいる場合は除く。
- (4) 無理に乗ったり、はいあがったりしてはならない。車両が完全に停止しないうちに乗車したり、下車したりしてはならない。

第8章 道 路

第49条 路面を掘ったり、障害物を取り除いたりする場合、まず、市政府あるいは、公道部門の同意を得てから、公安交通管理部門の許可を得、許可証の発行を得て、はじめて、施工することができる。施工するときは、以下の規定を守らなければならない。

- (1) 許可証を持ち、許可された時間、地点、範囲、要求に基づいて施工せねばならない。
- (2) 溝を掘る場合、トンネル式に土をかき出したり、下を広く、上を狭く掘ったりしてはならない。土を埋め戻すときは、しっかりとたたき、平らにしなければならない。また、いらぬ物は、速やかに取り除かねばならない。
- (3) 施工期間、工事地域には、定められている施工標識と、必要な安全防護設備を設け、夜間は、周囲に赤ランプをつけねばならない。

第3項は、道路上にあるふたを開けて、地下にある設備を修理する場合にも適用する。

- (4) 公共の設備に故障が起こり、至急、修理しなければならないときも、電話で公安交通管理部門の同意を得てから、工事を始めねばならない。その日のうちに工事が終わらないものは、後から許可証をもらい、(1), (2), (3) の規定を守らねばならない。

第50条 特別な事情で、一時的に道路を占用しなければならないときは、まず、関係部門の同意を得てから、公安局の許可を得、許可証の発行を得、許可された時間、地点、範囲、要求に基づいて占用しなければならない。

第51条 道路に面した所に新しく大きな公共施設を建築する場合、国家の規定に基づいて、相応の駐車場を設置しなければならず、また、駐車場の位置、面積、出入口について、事前に、公安交通管理部門の同意を得なければならない。

第52条 バス、トロリーバス路線、停留所を新たに作ったり、調整したりする場合、事前に、公安交通管理部門の同意を得なければならない。

第53条 道路上の街路樹、花木、垣根、道路を跨いでいる管や線等は、交通安全に必要となる空間、安全のための視界を妨げたり、街路灯の照明や交通信号機、標識を遮ったりしてはならない。

第54条 道路上で樹木の伐採、電柱、電線の保護修理を行ったり、爆破等の危険な作業を行ったりするときは、安全措置をとらねばならない。

第55条 交通の、安全で、スムーズな通行を保証するために、必要な場合、市公安局は交通がスムーズになるような臨時措置をとったり、ある道路、ある区域で、車両、行人の通行あるいは通行禁止を規定する等の方法をとったり、また、許可した占用、掘り起こしを変更したり、取り消したりする権利を有する。

第9章 交通違反と交通事故の処理

第56条 本規定に違反する行為は、その情況がそれほど重大でないものは、説諭教育し、阻止に従わない、情況が比較的重大等の場合は、処罰する。また、何度も違反していたり、情況が悪い場合は、重く罰したり、さらに重くしたりする。

処罰は、5種に分けられる。

- (1) 警告。
- (2) 罰金。5角以上、20元以下。重くする場合も30元を超えてはならない。
- (3) 拘留。半日以上、10日以内。重くする場合も15日を超えてはならない。
- (4) 免許停止。1カ月以上、12カ月以内。重くする場合も2年を超えてはならない。
- (5) 違反物資、車両の没収、処罰の具体的な執行方法は、北京市人民政府が制定し、公布施行する。

第57条 本規則に違反した結果、交通事故が起こった場合、本規則に基づき、責任を裁定し、その責任により処分を判定する。刑事責任を追及すべきものは、法に基づき、手続きをする。

第58条 交通事故が起こった場合、運転手は、以下の規定を守らねばならない。

- (1) すぐに停車し、現場を保存する。
- (2) 負傷者の救助に尽くす（現場の物を動かさねばならないときは、標示をしておかねばならない）。
- (3) 速やかに、公安機関に報告し、処理をおおぐ。

第10章 附 則

第59条 本規則は、1982年3月1日より施行する。施行日より、1955年の「北京市交通管理実施細則」は廃止する。本市の関係諸規則のうち、本規則と食い違いのあるものはすべて、本規則を正しいものとする。

第60条 本規則の具体的適用解釈権は、北京市公安局にあるものとする。

北京市道路交通管理処罰暫定規則

(1981年11月10日、北京市人民政府公布)

第1章 総 則

第1条 「北京市道路交通管理暫定規則」の実施を保証するため、「中華人民共和国治安管理处罰条例」に基づき、本市の具体的状況を考慮して、本規則を制定する。

第2条 「北京市道路交通管理暫定規則」に違反する行為（略称：規則違反）は、状況のそれほど重大でないものは、説諭教育し、阻止を聞かず、状況のあまりよくないものは処罰する。何度も違反を繰り返したり、状況が重大なものは、重く処罰するか、あるいは、さらに処罰を重くする。

第3条 規則違反に対する処罰は、以下の5種に分けられる。

- (1) 警告。
- (2) 罰金。5角以上、20元以下。重くする場合も30元を超えてはならない。
- (3) 拘留。半日以上、10日以内。重くする場合も15日を超えてはならない。
- (4) 免許停止。1カ月以上、12カ月以下。重くする場合も2年を超えてはならない。
- (5) 違反物資、車両の没収。

第(4)、第(5)項の規定は、独立して適用されてもよいし、また、それぞれ他の処罰と合わせて適用されてもよい。

運転手の規則違反に対しては、規定に基づいて処罰を行なうほか、運転免許証あるいは車両走行許可証に、規則違反を記録する。

免許証の停止期限は、決定の日から計算する。決定の出る前にすでに免許を取り上げられている場合は、もし、それが1日なら期限を1日短くする、という方法で処理する。

第4条 1人で二つ以上の規則違反をしている場合、それぞれに処罰を確定したうえで、合わせて決定する。ただし、拘留は、合わせても15日を超えてはならず、罰金は30元を超えてはならない。同時に、2種以上の罰に処す場合、同時に執行する。

規則違反が2人以上に及ぶ場合、それぞれに処罰するか、あるいは、直接に責任のある者だけを罰する。

指導的立場にある者が、下の者に規則違反を強要したり、規則違反を放置していた場合、

直接規則違反をした者を処罰する以外、強要、放置した者にも、重い、あるいは、さらに重い処罰をする。

第5条 規則違反者が、その場で罰金を払わない場合、その運転免許証あるいは走行許可証を取り上げておく。証書のない者は、車両を差し押さえておく。5日以内に罰金を払わない者は、拘留処置に切り換えて処罰する。

規則違反の罰金は、規則違反者本人が負担し、その職場が払ってはならない。

第6条 以下の者が規則違反をした場合は、処罰の軽減、あるいは免除をする。

(1) ろうあ者、盲人、精神病者、知恵遅れ。

(2) 13歳以下の児童。

(3) 70歳以上の老人。

(4) その他、特別な事情のある者。

第7条 処罰の実施。

(1) 処罰は、市公安局交通管理处、公安分(県)局により決定されるが、警告あるいは、6元以下の罰金は、交通中隊によって決定される。

(2) 処罰する場合、決定書類を作らねばならない。決定書類は一式3部作り、1部は規則違反者に、1部は違反者の職場に渡し、もう1部は保存する。

(3) 処罰は、決定されたらすぐに執行する。しかし、規則違反者は、もし決定に意見のある場合は、48時間以内に異議申し立てをすることができる。これを受けた機関は、これに回答せねばならず、違反者が、この回答にも不満な場合は、さらに、市公安局に異議を提出することができる。公安局は、最後の決定を出さねばならない。

第8条 本規則が挙げていない、交通管理に違反する行為は、本規則第9条より第27条の内で、最も類似している条項に照らして、処罰する。ただし、この場合は、市公安局の承認を得なければならない。

第2章 歩行者と乗車人員

第9条 歩行者、乗車人員に、以下の行為の内の一つがあり、注意阻止を聞かない場合、警告、あるいは5角の罰金に処す。

(1) 交通標識、標示、信号の指示を守らない者。

(2) 歩道を歩かない、あるいは歩道のない路上で、端に寄らないで通行し、車両の通行を妨げる者。

- (3) 車道を横切るとき、横断歩道を渡らない、あるいは、横断歩道のない道路上を、規定に従わずに横切り、車両の通行を妨げる者。
- (4) 乗車中、手足を車外に出す、あるいは、貨物車両の荷台の枠（運転席寄りの場合は除く）の上に座っている者。
- (5) 貨物車の枠の高さが1 mに満たない車内に立っている者（運転席寄りは除く）。
- (6) 貨物車が、荷物を積載して通行しているとき、その荷積み荷卸しをする者が、規定によらず、乗車している者。

第10条 道路上で、以下の行為の一つがあり、注意、阻止に従わない者には、1元の罰金を課す。

- (1) 歩道、車道のガードレールを跨ぐ者。
- (2) 道路上で、物を投げたり、ボール遊びをしたり、ローラースケートをしたりという、交通を妨げるような行動をする者。

第11条 無理矢理乗車したり、車にはい上がったたりする者には、2元の罰金を科す。

第3章 非原動機付車両と、その運転者

第12条 非原動機付車両の運転者で、以下の行為の一つがあり、注意、阻止に従わない者は、警告、あるいは、5角の罰金に処す。

- (1) 車両区分線の引いていない道路を、右に寄らずに通行する者。
- (2) ナンバープレートを、指定された場所に取り付けていない者。
- (3) 規定どおりに、車のブレーキ、ベルを完備していない者。あるいは、規定に反した装置を取り付けている者。
- (4) 規定に反して車を駐車し、交通を妨げる者。
- (5) 積載貨物が規定を超える者。
- (6) 三輪自転車が、人を乗せるのに、規定に従っていない者。

第13条 非原動機付車両の運転者で、以下の行為の一つがある者は、警告、あるいは1元の罰金に処す。

- (1) ナンバープレートなしで運行している者。
- (2) 曲がる、追い越しをする、道を譲る等で規定に従っていない、あるいは、交通信号、標識、標示を守らない者。
- (3) 普通自転車、三輪自転車に乗り、両手をハンドルから離して、他の車両につかまったり、物を持ったりしている者。

- (4) 自転車に乗って、肩に手を回して並進したり、並進しながらおしゃべりをして交通の妨げになっている者。
- (5) 自転車に人を乗せて、「第三環状道路」以内、郊外の町村や公路上を走っている者。
- (6) 自転車で、追いかける競争をしたり、ジグザグ運転の競争をしたりしている者。
- (7) 三輪車に乗り、並行して走っている者。
- (8) 車両を連結している者。連結されて走行している者。

第14条 畜力で引く車に乗る者に、以下の行為のうちの一つがある場合、警告、あるいは、1元の罰金に処す。

- (1) 並進している者。
- (2) 車の上で横になったり、車を離れたりした者。
- (3) 追い越しに際して、規定に従わない者。あるいは、二輪の畜力で引く車に乗るのに、規定に従って下車し、家畜を引かない者。
- (4) まだ馴れ従っていない家畜を使って車を引かせている者。
- (5) 家畜の子を伴うのに、つないでいない者。
- (6) 市街地に入るのに、家畜に糞受けをつけていない者。
- (7) 車を停めるのに、道路の端に寄らなかつたり、車停めをしっかりとしなかつたり、家畜をしっかりとつなげなかつたりする者。

第15条 非原動機付車両の運転者が、多量に酒を飲んで、車に乗った場合、2元の罰金に処す。

第4章 原動機付車両とその運転者

第16条 車両の運転に、以下の行為のうちの一つがある場合、1元の罰金とする。

- (1) 車に、走行許可証、あるいは、運転免許証を携帯していない者。
- (2) ナンバープレートが指定された場所につけられていない、あるいは、ナンバーの字がはっきりしない者。
- (3) 規定どおりにクラクション、ライトを使用していない者。
- (4) 規定どおりに、先行車両との距離を保っていない者。
- (5) 規定どおりに、バック、駐停車をしていない者。
- (6) 規定どおりにUターンしない、あるいは、Uターンする車両を避け、道を譲ることをしない者。

第17条 車両の運転に、以下の行為のうちの一つがある場合、2元の罰金とする。

- (1) 規定どおりに、道を譲らない者。
- (2) 交通信号、標識、標示の指示を守らない者。
- (3) 規定された路線を通行しない者。
- (4) 車に出会ったとき、規定に従わない者。

第18条 車両の運転に、以下の行為の一つがある場合、4元の罰金とする。

- (1) 積載したり、人を乗せるのに、規定どおりに行なわず、安全を妨げる者。
- (2) 規定どおりに、付随車、車両の牽引を行なわない者。
- (3) 運転中に、喫煙、飲食、その他、安全な走行の妨げとなる行為をする者。
- (4) 規定された速度に従わない者。
- (5) 車道内で車両が故障、破損したとき、規定どおりの安全措置を講じない者。
- (6) 運転者が、資格期限が切れたのに、審査を受けず、そのまま車両を運転している場合。

第19条 原動機付車両に、以下の状況の一つがある場合、運転者、あるいは、直接の責任者を6元の罰金、あるいは、1カ月の免許停止に処す。

- (1) 規定どおりに、運転者の育成をしない場合。
- (2) 車両にナンバープレートをつけていない、あるいは、期限切れの走行許可証、臨時のナンバープレートをつけている場合。
- (3) 車両の期限が切れているのに、検査を受けずにそのまま運転している、あるいは、規定どおりに、移動手続きをしていない場合。
- (4) 規定どおりに、試運転、あるいは追い越しが行なわれていない場合。
- (5) ブレーキ、ハンドル、ライトに故障が起こったのに、そのまま運転し続けた場合。
- (6) トラクター、機械車両が、規定された時間、路線に従って通行しない場合。

第20条 運転者に、以下の行為の、いずれか一つがある場合、10元の罰金、あるいは、2カ月の免許停止に処す。

- (1) 飲酒后、車両を運転した者。
- (2) トラクターの車輪を変えて速度を調節した者（あわせて、即刻取り外しを命じ、それを没収する）。
- (3) ナンバー、証書を流用して走行した者。
- (4) キャタピラータイプの車両が規定どおりに走行しない場合。

第21条 原動機付車両の運転に、以下の行為のうち、いずれかがある場合、15元の罰金、あるいは、7日以下の拘留、6カ月の免許停止に処す。

- (1) 無免許で運転していた場合。

(2) 車を、運転免許証のない人に渡して、運転させた場合。

(3) 運転免許証と違う車を運転した場合。

(4) 実習している運転者が、規定どおりに運転しない場合。

第22条 運転者が、12カ月以内に、4回にわたって規則違反を犯した場合、20元の罰金、あるいは、10カ月の免許停止に処す。

第21条 ナンバー、証書の偽造、書き換え、不正取得があった場合、直接の責任者を20元の罰金、あるいは、10日の拘留に処す。

第24条 規則に違反して、車両を改造した者は、その直接の責任者を30元の罰金、あるいは、15日の拘留に処し、あわせて車両を没収する。

第5章 道 路

第25条 道路上で、以下の行為のいずれかがあった場合、直接の責任者を6元の罰金に処す。さらに、罰によっても改められない場合は、重い処罰、加重処罰を科し、道路を塞いでいる物を没収する。

(1) 道路上に、物を積んで作業をし、規定に従わない場合。

(2) 許可を得ずに、道路上に、店を広げて営業したり、宣伝用のショーウィンドウ、広告板等の交通を妨げる物を設けたりする場合。

(3) 交通の妨げになる物を、投棄、遺棄する者。

第26条 道路上で、以下の行為のいずれか一つがあった場合、期限内に修復する、あるいは取り除いた場合を除き、直接の責任者を10元の罰金、あるいは5日の拘留に処し、処罰によっても改められない場合は、重い処罰、加重処罰を課す。

(1) 規定によらずに道路を掘った場合。

(2) 許可を得ないで、小屋をかけたり、縄張りをしたりして、建物を建てた場合。

(3) 道路上に、規定に従わず、支えなしの管や線を設置した場合。

(4) 道路上の樹木を伐採したり、道路の近隣で、爆破等の危険な作業をしたりするのに、規定に従わない場合。

第27条 道路の交通標識、標示、あるいは、交通施設を損壊する者は、その直接の責任者を10元の罰金、あるいは5日の拘留に処し、価格どおり損害賠償を命ずる。

第6章 附 則

第28条 本規則は、1982年3月1日より施行する。施行の日より、1972年の「北京市革命委員会の自転車乗車における規則違反問題に関する処理規定」、1973年の「北京市革命委員会による、原動機付車両運転における規則違反の処理規定」、1979年に北京市革命委員会が批准した「交通規則違反処理の暫定方法について」は廃止する。本市が過去に規定した、交通規則違反処罰関係の規定で、本規則と食い違いがある場合は、いずれも本規則を正しいものとする。

第29条 本規則の具体的な解釈権は、北京市公安局にあるものとする。

「北京市道路交通管理暫定規則（草案）」に関する説明

北京市副市長 安 林

委員のみなさん。

市政府は、今会議に対して、「北京市道路交通管理暫定規則（草案）」を提出し、この審議を行なうことを要求いたします。私は、市政府の委託を受け、この規則の草案について、少しご説明いたします。

この規則を制定する必要性を説明するために、まず、本市の交通管理方面の状況を、少し、報告します。

首都の交通管理については、党中央も、今まで常に重視してきており、周総理も、生前には、いろいろと状況をお尋ねになり、具体的な指示をしてくださいました。4人組が倒された後には、首都の治安、交通の状況を変えるために、中央の指導者から、北京市に、治安、交通、市の外観、衛生状態の改良3項目の総合指標も提出されました。さらに、1980年、中央書記処は、北京市の建設方針に対する4項目の指示の中で、「社会治安、社会秩序、道德風習の方面で、北京は、全国の模範とならねばならない。全世界においても最良であるべきである」と述べています。こうした中央の指示に基づき、この何年か、各区、県、局、及び、在京の中央機関、軍事部門は、市人民委員会、市人民代表大会常務委員会及び市政府の指導のもと、交通安全活動の指導を強化し、「総合管理」の実施に力を入れてきました。

各方面の共同努力により、全市の人口、車両、交通量の絶えぬ増加という状況のもとでも、主要道路の中には、交通秩序に好転がみられたところもあり、交通事故も減少しました。去年、全市では、あわせて10,247件の交通事故が発生し、7,939人が負傷、490人が死亡しましたが、これを、1979年と比べますと、事故件数では8.7%減、負傷者は7.1%減、死亡者は13.7%減となっています。

しかし、首都の交通管理上の問題は、相変わらず大きく、交通秩序も、まだ、かなり悪いですし、特に、交通事故の状況は、まだまだ深刻です。交通事故による死亡者の数からいいますと、「文化大革命」以前の17年間は、全市でも、死亡者数は年平均80数人でした。しかし、10年の内乱を経て、1979年には568人と急増し、建国以来の最高記録となりました。

これは、1980年に、下がり始め、今年の前半9カ月の全市の交通事故件数、負傷者数も、続けて減っていますが、死亡事故は、また逆戻りし、去年の同じ時期に比べ、死亡者は25人増えています。交通事故による経済的損失も深刻で、この数年、毎年、500万元前後に及んでいます。

現在、特に目立っている、もう一つの問題は、交通量の大幅な増加により、交差点や区間によっては、日増しに混雑が深刻化しているということです。調査によると、現在、市内と近郊の42の交差点、28カ所の区間で、往來車両の流れが、すでに飽和、あるいは、それ以上に達し、常に混雑、渋滞が起きているということです。また、西単、東単、崇文門、大北窑、双井等何カ所かの大きな交差点では、ラッシュ時に、1時間3,000台前後に及ぶ原動機付車両が往來し、そのうち半分が交差点で停められ、長いものは10分以上も待たされています。

市内東部の南、北小街、市内南部の牛街、下斜街等、7~8m幅の道路では、ラッシュ時には、毎時間、自転車の交通量だけでも、すでに相当な数のところへ、大型のバスも通行するとあって、車が多いうえ、道が狭いため、原動機付きの車両がすれ違うときには、しばしば、自転車の人を歩道に押しやってしまうという状況です。

また、現在、交通の混雑は、市街地だけでなく、遠郊の道路の交通状況も、すでにかなり深刻なところがあります。例えば京周公路の蘆溝橋から南崗窪にかけての区間は、ラッシュ時には1時間に1,500~1,600台もの原動機付きの車両が往來し、通行量が、道路の通行能力を超え、上下道とも、数里（1里は500m）にも及ぶ車の列がのろのろと続く、という状況が、しばしば見られ、その有様は、まるで「牛のような車」です。

交通の混雑により、原動機付車両の走行速度は、年々下がっており、長安街を例にとると、1959年の普通乗用車の平均時速が35km/hだったのが、1980年には25km/hと、30%前後も下がっており、輸送の効率にも重大な影響を与えています。

上に述べた状況でもわかるように、現在、本市の交通の状況は、首都の政治的地位、四つの近代化建設に、実にふさわしくなく、中央の要求との距離も、また、たいへん大きいものがあり、これについて、多くの人民や各界の方々から、絶えず批評と提案をいただいています。

交通秩序が悪いのには、いろいろな方面の原因があります。主要管理部門の業務の問題もありますし、都市計画、道路建設上の問題もあります。また、関係各方面の総合管理の問題もあります。

道路条件の点では、この数年来、市政部門が、多くの対策を行ない、道路建設のスピードアップを図ってきました。紅橋大街を通し、第二環状道路をつなげ、多くの道路を“三枚板”の道路に広げ、現在も、西南の第三環状道路を急ぎ施工中で、今年中にも開通させる予定です。しかし、全体的にみると、道路条件の改善も、まだまだ交通量の大幅な増加には追いつかないというところでは、

現在、全市の人口は、すでに900万人を超えました。原動機付きの車両は18万台にのぼりますが、これは、建国初期より70倍も増えています。自転車も300万台となり、21倍の増加。都市の公共交通の旅客輸送量は、建国初期に比べると70倍、貨物輸送量は25倍の増加を遂げています。

それに対して、同じ時期に道路の長さは8.95倍伸びているにすぎず、路面の舗装面積も10.5倍しか伸びていません。また、交通量の比較的集中する第三環状道路以内で、1965年以来、原動機付車両の交通量は2倍以上増加したのに、同じ時期に、幹線道路の長さの伸びは20%にも及びません。道路建設の速度は、人口、車両、交通量の速い増加に追いついていないということです。しかし、10年の内乱がもたらした“借金”はあまりにも多く、今は、財力にも、物力にも限りがある、この問題を、短期間で、根本的に解決するのは、やはりとても難しいことです。それから、ぜひ指摘しておかねばならないのは、現在、勝手に歩道を占用したり、道路に違反建築をしたり、小屋を建てたり、工事作業をしたり、店を出して物を売ったり、という状況が、とても深刻で、これが、市の外観、衛生に悪影響を与えるばかりでなく、交通の混雑、秩序の混乱をもさらに深刻にしている、ということです。

公安交通管理部門も、ここ数年来、交通管理のうえで、多くの仕事をしてきました。交通安全を宣伝し、交通施設を改良し、多くの一方通行の道を作り、絶えず交通の整理を進め、少なからず成果をあげてきました。しかし、問題も少なくありません。主な問題点は、交通安全教育活動がまだ十分に普及していない、まだ人々の間に深くは入り込んでいないということ、交通管理も厳格に行なわれず、少数の交通警察の管理方法が適切さを欠き、態度も悪く、ひどい者は、人民から孤立して人々の不満をかけていること等です。これらの問題は、現在、公安交通管理部門が改良に努力しているところです。

現在、至急解決しなければならない一つの問題は、新しい状況のもとで、四つの近代化建設の必要に基づき、交通管理法規を補充、修正し、健全なものにすることです。現在、本市が施行している交通法規には、1955年に、国务院に批准され、公布、施行された「都市交通規則」、1959年交通部（省）、水産部（省）、農業部（省）、農墾部（省）、公安部が発布施行した「都市交通規則に関する補充規定草稿」、1955年、市人民委員会により批准、公布、施行された「北京市交通管理実施細則」と、この十数年来、応急の措置として前後して公布、施行された多くの単項規定の合計20数規定300余条項がありますが、条文がいろいろなところに分かれて収められ、条項も繁雑になっています。

そのうえ、多くの場合、新规定の公布にあたっては、旧規定の廃止が行なわれず、それぞれの内容に矛盾をきたす、という状況を招いています。また、この数年来、交通事情に新しい変化、新しい問題が起こっているにもかかわらず、それにふさわしい新しい規定は制定されていません。特に、数年前に定められた規定の中には、国务院の批准公布規定に違反しているものもあります。

例えば、道路の一時的占有に関する審査許可権限の問題では、「都市交通規則」第6条に「当地公安局の同意を得ず、歩道、車道を占有したり、あるいは、その他、交通の妨げになるような活動をしたりしてはならない」とあり、多年にわたり、これに基づいて処理されてきました。

ところが、ここ数年に出された文書の中には、道路占有に関して、市の景観、交通管理部門の審査許可だけでなく、一時的な占有の場合も、町会の事務所に申請するように規定しているものもあります。これは、国務院が批准した「都市交通規則」と食い違い、管理上の混乱を招いています。

その他、市景観部門が、占有費を取ることを規定しましたが、もともとは占有する者を規制するつもりが、しばしば、反対の結果を招き、勝手な占有を、効果的に解決するどころか、逆に、深刻化を招いています。そこで、私達は、やはり、国務院が批准した「都市交通規則」に基づいて処理すべきだと思います。

今回、審議をお願いする道路交通管理暫定規則草案は、実情に基づき、既成の規定のうち、現状に適應しているものは保留、適應しないもの、廃止すべきものは廃止し、修正すべきものは修正し、矛盾している部分を統一し、あわせて、新しい情況に基づき、一部分新しい規定を加えたものです。

この草案は、すでに、市政府をほぼ通過し、市人民代表大会常務委員会が力を入れ調査研究を進め、多方面から意見を求めて修正しました。次に、この規則草案について、少し説明します。この草案は「中華人民共和國治安管理処罰条例」、及び「都市交通規則」に基づき、「北京市交通管理実施細則」を基に修正を加えたもので、あわせて10章、60条です。

この規則の基本となるのは、本市の道路交通管理を強化し、交通秩序を維持し、交通の安全でスムーズな通行を保證することにより、社会主義近代化建設の要求を満たすという考えです。この原則に基づき、全条項が定められています。

第一に、道路は、スムーズな通行を保っていなければならないという原則を定めました。道路は交通の基礎であり、交通を管理するには、まず、道路を管理しなければなりません。道路がなければ、交通管理もなにもあり得ません。ですから、道路の管理を強化し、道路のスムーズな通行を保つことが、本規則がまず第一に強調する点になります。

本規則は、まず、道路は、原則的に占有できぬものと規定し、どうしても事情があって占有がやむをえぬときにも、できるだけ範囲を小さくする、時間を短縮する、安全を保障する、いつでも片づけられるようにする、という4点を条件として、一時的に特別許可を与えることにしました。

また、道路を掘る、占有する場合は、いずれも最後に必ず、公安交通管理部門の許可を得よう、重ねて強調しています。このように規定したのは、一つには、道路を掘ったり、占有したりという行為は、直接、道路交通に影響を及ぼすからです。道路は、交通のために設けられ、交通のために用いられるもので、掘ったり、占有したりという行為が、最後に、交通の管理を主につかさどる公安機関により、交通の情況に基づいての全般的な考慮を経て、その可否、時間、範囲

が決定されるというのが、全市の交通をスムーズにさせるために、欠くことのできない重要な条件です。

第二には、掘ったり、占用したりという行為は、交通秩序や交通安全に影響を及ぼすばかりでなく、路面の保全、地下管線の施工修理、都市建設計画の実施、市の景観等にも影響を及ぼすことを考慮するためです。このため、掘ったり、占用したりという行為が、ある部門に関係を及ぼす場合、まず、その部門に対し申請し、許可を得たあと、最後に、公共交通管理部門に報告し、許可を受け、許可証を得てから、はじめて実行することができるように規定しました。

このように規定することで、主、従がはっきりし、職責もはっきりし、関係部門の協力強化にも役立ちます。どのように協力関係を強化するかについては、公安、計画、市政、市景観等の部門で内部の連絡方法を話し合い、実行すれば、よいでしょう。

第二に、歩行者、車両がそれぞれの走るべき道を走るという原則を規定しました。本市では、多くの道路で、人と車、速い車と遅い車が混じって走行しており、不便なばかりでなく、安全の妨げにもなっています。このため、本規則は、総則の中に特に「歩行者、車両は、それぞれの道を走ること」という基本原則を加え、さらに、これに基づいて、歩行者、車両運転者の道路通行の権利、義務に関して、それぞれ具体的規定を、以下のように定めました。

一つに、歩行者の権利を守るために、歩行者は、歩道、横断時には横断歩道を渡らねばならないと規定するほか、車両が、横断歩道を通ったり、横町を出入りするときに、歩行者の安全を保障しなければならない、という規定を加えました。また、横町内での原動機付車両の速度を制限する規定、子どもの隊列の交通安全を守る規定等も、その例です。これにより、過去の規則において、歩行者は、義務を果たすばかりで、権利を享受することができなかったという欠陥を補うことができます。

二つに、自転車に乗る人の権利を保障するため、自転車に乗る人に、自分の果たすべき義務を履行することを厳しく要求するとともに、過去の規則の中にあった「非原動機付車両は、原動機付車両に譲る」という原則を取り消しました。

非原動機付車両、原動機付車両は、それぞれに決められた車道内で、優先権を有し、法定限度内で、曲がる、行き違う、追い越す、駐停車する等で、他の車線を「借用」する必要がある場合、いずれも、その道を走るべき車を先行させ、その安全を保障する義務があります。例えば、交差点を通るとき、いずれも、同じく、道を譲る原則、信号、標識、標示を守らねばならないという規定が、それです。このほか、消防車等、特種な車両や、公共交通車両に法で定められた便宜を図る以外、その他の車両は、必ず関係規則を守らなければなりません。

三つに、運輸、生活に便利を図り、四つの近代化に役立てるため「各自の道を行く」原則のもとで、道路条件と車両の性能に基づき、合理的に、原動機付車両の時速制限、積載制限規定を調

整しました。

第三に、原動機付車両とその運転者に対する要求を厳格にしました。原動機付車両は、道路交通の「強者」ですから、要求も、厳格でなければなりません。

一つに、不合格車両が、道路に入るのを、厳しく抑さえるため、テスト車や、ナンバーのない車両等の一時的通行に対し、管理を強めるほか、トラクターは、タイヤを換え、速度調整をしてはならない、部品が壊れている原動機付車両は、停車し修理後通行しなければならない、原付自転車は、原動機付車両に基づき管理する、自転車は発動機をつけてはならない、等の規定を加えました。

二つに、運転紀律を厳しくし、運転手でない者が車を運転することの厳禁、飲酒運転の禁止のほか、さらに、部品が効果的に使えない車、設備が不完全な車、規則違反の積載をしている車を運転してはならない、過労時に運転してはならない等の規則や、教習、実習中の運転者が守らねばならない特別の規則も加えました。

第四に、交通汚染の軽減のために、規定を定めました。

一つは、騒音を軽減するため、原動機付車両のクラクションの音量、長さ、回数を規定し、また、夜間は、その使用を禁止しました。

二つに、環境汚染を軽減するため、トラクター、畜力車等が市街地に入るのを禁止しました。そのほか、交通、旅行、国際往来の必要を満たすため、交通標識、標示は、国家の関係規定に基づき、多数の国家で使われている基準を採り入れました。

第五に、道路交通管理暫定規則に違反する行為に対する処理について、規則草案は、「教育第一、処罰第二」の原則を貫き、情状が悪くない者は批判教育し、注意阻止を聞かない者、情状の悪い者には処罰を科し、さらに、事情が重大であったり、何回も改められない者は重く、加重して処罰します。

処罰は5種に分かれ、警告、罰金、拘留、免許停止、規則違反物資あるいは車両の差し止めがあります。処罰の具体的執行の方法は、北京市人民政府が制定し、公布、施行します。

以上の五つの点に、本規則の基本的長が概括され、交通秩序の改善、安全でスムーズな通行の保証という基本精神を表わしています。この規定が、これから、人民に自覚的に法を守らせ、共に首都の交通秩序を守らせるように誘導していくことでしょう。

この規則が、市の人民代表大会常務委員会で審議され、通過した後は、すべては法による、厳しく執行する、違法は必ず追及するという精神に基づき、しっかりと執行しなければなりません。これは多くの人民の身近な利益に関係する重大事で、まず、実施の前に、宣伝教育の段階が必要となります。

この宣伝教育により、この規則が、どの家にも行きわたり、人々が皆、規則を守るようにしま

す。公安交通管理部門は、交通警察の幹部にもしっかりと、この規則を学び、執行するよう、交通管理を厳格にし、適当な方法を用い、態度を改善し、政策法規を執行する自覚を高め、交通管理のレベルを高めるよう教育しなければなりません。

首都の交通状況を変えるのには、公安交通管理部門だけの力では無理で、各レベルの党委員会と政府の指導のもとで、各方面の力を結果し、総合管理をしっかりと行なわねばなりません。都市計画や、道路建設も、交通秩序の改善、四つの近代化建設のために、さらに大きな貢献をしなければなりません。

以上、規則草案と、その説明をしました。何か不適當な点がありましたら、指摘してください。

交通指示棒信号図

停止信号。交通警察が気をつけの姿勢で、右手に指示棒を持って、上に真っすぐ伸ばしたとき、この信号は、黄信号にあたる。

通行許可の信号。交通警察が気をつけの姿勢で、指示棒を右手に持って、右に真っすぐ伸ばし、続いて、それを左側に回したあと、下にたらし、気をつけの姿勢を続けたとき、交通警察の左右は緑の信号に、前後は赤信号にあたる。

交通警察が休めの姿勢をとると、これが、信号解除にあたる。

交通警察の補助手信号図

一方の車両を停止させる手信号、車両の直進手信号、車両の大回り、小回りの左折手信号、車両の徐行手信号、車両に道を譲るよう、また、端に寄り停車するよう指示する手信号の7種があり、補助手信号と信号灯が食い違うときは、補助手信号のほうを正しいものとする。

(1) 一方の車両を停止させる手信号。

交通警察が、気をつけの姿勢で、車に向かって立ち、片手を上に真っすぐ伸ばし、5本の指を揃え、手のひらを前に向ける。

(2) 車両の直進手信号。

交通警察が、気をつけの姿勢で、体右側を走ってくる車に向けて立ち、左腕は、左に真っすぐ平らに伸ばし、5本の指を揃え、手のひらを前向きにする。右腕は前方で曲げ、手のひらを左にむけて、左右に振る。

(3) 車両の大回りの左折信号。

交通警官が、気をつけの姿勢で、体左側を走ってくる車に向けて立ち、右腕を前に真っすぐ伸ばし、5本の指を揃え、手のひらは前に向ける。

(4) 小回りの左折信号。

交通警官が、気をつけの姿勢で、体左側を走ってくる車に向けて立ち、右腕を前に真っすぐ伸ばし、5本の指を揃え、手のひらは前に向ける。そして、左腕を、右前方に向かって振る。

(5) 車両の徐行手信号。

交通警官が、気をつけの姿勢で、走ってくる車に向かって立ち、左腕を左前方に真っすぐに伸ばし、手のひらは下に向けて、上下に続けて振る。

(6) 車に道を譲らせる手信号。

交通警官が気をつけの姿勢で、走ってくる車に向かって立ち、左腕を、前に真っすぐ伸ばし、手のひらは外側に向け、左に振る。右腕は、前に真っすぐ伸ばし、手のひらを上に向け、腕を曲げて後ろに向かって動かす。

(7) 車両を端に寄って停車させる手信号。

交通警官が気をつけの姿勢で、走ってくる車に向かって立ち、左腕は、左に真っすぐ伸ばし、手のひらは前に向ける。右腕は、前に真っすぐ伸ばし、手のひらは左に向けて、左右に振る。

交通標識図

(1) 指示標識。

歩行者、車両に、進行あるいは停止を指示する標識で、円形、長方形の2種類の形があり、標識板の色は、青地に白い縁どり、その外側に、さらに青い線を入れ、図案は白で描く。

- 1) 直進標識。車両が直進のみを許されている交差点に設ける。
- 2) 右折標識。車両が右折のみを許されている交差点に設ける。
- 3) 直進、右折標識。車両が、直進、右折のみを許されている交差点に設ける。
- 4) 立体交差点の、直進、右折標識。立体交差点の右側を走行している車の右折点に設ける。
- 5) 直進、左折標識。車両が、直進、左折のみを許されている交差点に設ける。
- 6) 立体交差点の、直進、左折標識。立体交差点の右側を走行している車の左折点に設ける。
- 7) 左折標識。車両が、左折のみを許されている交差点に設ける。
- 8) 右側の道路への通行標識。車両に右側の道路を通行するよう指示する地点の入り口の左側に設ける。

- 9) 指停車直進標識。ある種の車両に直進しか許されていない交差点に設ける。
- 10) 指定車左折標識。ある種の車両に、左折しか許されていない交差点に設ける。
- 11) 指定車右折標識。ある種の車両に、右折しか許されていない交差点に設ける。
- 12) 一方通行の自転車両方通行の標識。自転車だけは上り下り両方通行してよい一方通行路の両端に設ける。
- 13) 環状線標識。環状線の交差点の車のくるほうに向けて設ける。
- 14) 公共のバス、トロリーバス道標識。特に、公共のバス、トロリーバスの乗り入れを許している、あるいは、それ専用の道路の両端に設ける。
- 15) 指定車両専用標識。ある種の車両の専用道の両端に設ける。
- 16) 歩行者天国標識。人しか通行できない道路の両端に設ける。
- 17) 2種の指定車通行標識。ある2種の車両の通行しか許されていない道路の両端に設ける。
- 18) クラクション鳴らせ標識。障害物によって、車両の運転者の視界に影響がある場所に設ける。
- 19) 一方通行標識。一方通行の車両が入れるほうの入り口にのみ設ける。
- 20) 進行方向別通行区分標識。進行方向別通行区分のあるところから50から100mの所に設ける。
- 21) 高速路標識。高速路の起点に設ける。
- 22) 高速路終点標識。高速路の終点に設ける。
- 23) 幹線走行車を先行させる標識。幹線道路から20から30m離れた非幹線道路に設ける。
- 24) Uターン許可標識。車両のUターンが許される地点に設ける。
- 25) ブレーキテスト許可標識。ブレーキテストが許される区間の両端に設ける。
- 26) 駐車場標識。各種車両の駐車ができる駐車場に設ける。
- 27) 指定車両駐車場標識。ある種の車の駐車場。

(2) 警戒標識。

運転者に、危険に注意し、減速、徐行するよう警告する標識で、正三画形。標識板の色は、黄色の地に、黒い縁どり、図案は、黒で描く。

- 1) 交差点標識。交差点から、15mから20mの場所に設ける。
- 2) T形道路交差点標識。T形道路交差点から、15mから20mの場所に設ける。
- 3) 屈曲標識。屈曲地点から、30mから50mの場所に設ける。
- 4) 左方屈曲あり標識。屈曲地点から、20mから30mの場所に設ける。
- 5) 右方屈曲あり標識。屈曲地点から、20mから30mの場所に設ける。
- 6) つづら折りあり標識。1,000m以内に多数の屈曲のある道路の両端から、それぞれ20mから

30mの場所に設ける。

- 7) 踏切りあり標識。踏み切りから20mから30mの場所に設ける。
- 8) 上り急勾配あり標識。上り坂から、30mから50mの場所に設ける。
- 9) 下り急勾配あり標識。下り坂から、30mから50mの場所に設ける。
- 10) 幅員減少標識。幅広い道が狭くなる場所から、30mから50mの場所に設ける。
- 11) 険路注意標識。山沿いの険しい道から、30mから50mの場所に設ける。
- 12) 落石注意標識。落石の危険がある所に設ける。
- 13) 村落あり標識。道路の村落付近に設ける。
- 14) 学校あり標識。学校の付近に設ける。
- 15) 道路工事中標識。工事中の区間付近に設ける。
- 16) その他の危険標識。その他の危険地域（狭い橋等）に設ける。

(3) 規制標識。

車両に制限を加える標識で、円形。標識板の色は、白地に赤い縁どり、図案は黒。

- 1) 通行止め標識。車両、歩行者通行禁止の場所に設ける。
- 2) 歩行者通行止め標識。歩行者通行止めの場所に設ける。
- 3) 車両通行止め標識。原動機付車両通行止めの道路の両端に設ける。
- 4) 大型貨物自動車通行止め標識。大型貨物自動車通行止めの道路の両端に設ける。
- 5) 大型乗用自動車通行止め標識。大型乗用自動車通行止めの道路の両端に設ける。
- 6) トラクター通行止め標識。トラクター通行止めの道路の両端に設ける。
- 7) ハンドトラクター通行止め標識。ハンドトラクター通行止めの道路の両端に設ける。
- 8) オートバイ通行止め標識。自動二輪、側車付、後三輪オートバイ通行止めの道路の両端に設ける。
- 9) 後三輪オートバイ通行止め標識。後三輪オートバイ通行止めの道路の両端に設ける。
- 10) 車両組み合わせ通行止め標識。2種類の車両の通行が禁止されている道路の両端に設ける。
- 11) 非原動機付車両通行止め標識。非原動機付車両通行止めの道路の両端に設ける。
- 12) 畜力車通行止め標識。畜力車通行止めの道路の両端に設ける。
- 13) 平板三輪車通行止め標識。平板三輪車通行止めの道路の両端に設ける。
- 14) リヤカー（人力貨物車）通行止め標識。リヤカー通行止めの道路の両端に設ける。
- 15) 車両進入禁止標識。一方通行の、車両が進入できないほうの入り口に設ける。
- 16) 時間指定原動機付車両進入禁止標識。ある時間帯、原動機付車両の進入が禁止されている道路の入り口に設ける。
- 17) 時間指定非原動機付車両進入禁止標識。ある時間帯、非原動機付車両の進入が禁止されて

- いる道路の入り口に設ける。
- 18) 左折禁止標識。各種車両の左折が禁止されている交差点に設ける。
 - 19) 右折禁止標識。各種車両の右折が禁止されている交差点に設ける。
 - 20) 原動機付車両左折禁止標識。原動機付車両の左折が禁止されている交差点に設ける。
 - 21) 原動機付車両右折禁止標識。原動機付車両の右折が禁止されている交差点に設ける。
 - 22) 非原動機付車両左折禁止標識。非原動機付車両の左折が禁止されている交差点に設ける。
 - 23) 非原動機付車両右折禁止標識。非原動機付車両の右折が禁止されている交差点に設ける。
 - 24) Uターン禁止標識。原動機付車両のUターンが禁止されている場所に設ける。
 - 25) 自転車に乗って坂を下りるのを禁止する標識。下り坂の入り口に設ける。
 - 26) 追い越し禁止標識。追い越しが禁止されている区間の起点に設ける。
 - 27) 追い越し禁止終わり標識。追い越し禁止区間の最後に設ける。
 - 28) クラクション使用禁止標識。騒音を避けなければならない場所に設ける。
 - 29) 最高速度標識。制限速度を定めてある区間の起点に設ける。
 - 30) 最高速度制限終わり標識。制限速度を定めてある区間の最後に設ける。
 - 31) 重量制限標識。制限重量のある場所に設ける。
 - 32) 高さ制限標識。高さに制限のある場所に設ける。
 - 33) 最大幅標識。幅に制限を加えねばならない場所に設ける。
 - 34) 駐停車禁止標識。駐停車が禁止されている場所に設ける。
 - 35) 指定原動機付車両の駐停車禁止標識。ある種の原動機付車両の駐停車が禁止されている場所に設ける。
 - 36) 非原動機付車両の駐停車禁止標識。非原動機付車両の駐停車が禁止されている場所に設ける。

交通標示図

(1) 歩道線。

白の実線。特別に歩道が設けられていない路面に引く。この線の外側から道路の縁までを歩道とする。

(2) 横断歩道

白のしま。車道の上に横に引いて、通行人に優先的に通行してもらう。

(3) 中央分離線。

黄色の実線2本。上下の対向する車道を隔てる役割をする。車両が、この線を踏んだり、越えたり、横切ったりすることを厳禁する。

(4) 中央線。

白の実線。上下の対向する車道を分ける役割をする。対向車線をくる車の正常な通行を妨げなければ、線を越えて追い越しをしたり、左に曲がったりしてもよい。

(5) 車道区分線（車線境界線）。

白の点線。車種によって分けた車線を区分するための線。その道を使うべき車両の通行を妨げなければ、道を譲る、追い越しをする、曲がる、駐車する等のために、線を越えて少しの間、他の車種の走る車線内を借りて走ってもよい。

(6) 駐停車禁止線。

黄色の点線。車道の縁、あるいは、歩道の端に引く。この標示がある部分の車道では、一時駐車、駐車を禁止する。

(7) 停止線。

白の実線。交差点の外側の車道に横に引く。車両は、停止信号にぶつかったとき、あるいは、幹線道路を通行している車を先に通行させるときに、この線の外側（手前）で、停車しなければならない。

(8) 中心円。

白の実線の円。車の大回り和小回りを区分するのに使うが、この線を踏んではいけない。

(9) 左折車道区分線。

白の扇形点線。変形交差点内に引かれ、左折する原動機付車両は、この線の左側ぎりぎりのところを通行し、非原動機付車両は、この線の右側を通行しなければならない。

(10) 方向指示の矢印。

白い実線の矢印。通行する車の方向を指示するのに使う。

(11) 進行方向別区分線。

黄色の実線。交差点の停止線の外側（手前）に引かれ、進行方向別の車線を明示する。

(12) 導流帯。

白の流線形のしま。変形交差点、路上に、引かれ、車の流れを分けるのに使われる。

(13) 停車方向線。

白の四角形の実線。駐車場に引かれ、駐車する車両の駐車位置、方向を示す。

北京市第8期人民代表大会常務委員会による
「北京市道路交通管理暫定規則」の若干の修正を批准する決議

(1984年1月17日通過)

北京市第8期人民代表大会常務委員会第8回会議は、市政府により提出された「北京市道路交通管理暫定規則」の何カ条かの修正を求める議案を審議し、上述の規則に、以下のような修正を行なうことを批准した。

1. 第11条第(2)項を、「夜間、街灯の照明が良好な道路上を通行する場合は、下向きの前照灯を使用しなければならない」と改める。

第11条第(3)項を、「夜間、照明がない、あるいは照明の足りない道路を通行する場合は、上向きの前照灯を使わなければならない。ただし、対向車があるときは、その車の150m以上手前で、下向きの前照灯に切り換えなければならない」とする。

2. 第32条第(2)項を、「追い越しをするとき、クラクションが禁止されていない路上と時間においては、必要な場合、クラクションを鳴らして信号を伝え、夜間、対向車がない場合は、ライトの光りを変えることで意志を伝え、先行車が減速し、道を譲るのを待って、その左側から追い越す」と改める。

3. 第33条を、「原動機付車両が大型・普通車道が分かれていない道路を通行する場合、低速車種と低速で走っている車両の運転者は、いつでも車の後方の状況に気を配っていなければならない、高速車がきた場合には、条件が許せば、自主的に減速し、右に寄って、これを先行させなければならない。故意に道を譲らないというようなことはしてはならない」と改める。

4. 第45条第(5)項を、「他の車両の通行を妨げないという条件でのみ、追い越したり、曲がったりすることができるが、乱暴に追い越したり、曲がったりしてはならない。また、曲がるときは、手を伸ばして、その意志を伝えるか、あるいは、方向指示灯を使用するか、しなければならない」と改める。

附；

「北京市道路交通管理暫定規則」の関連条文の原文は、

1. 第11条、原動機付車両のライト使用については、以下の規定を守らなければならない。
 - (2) 夜間、街灯の照明が良好な道路上を通行する場合は、下向き（ディマー）の前照灯あるいはスモールライトを使用せねばならない。
 - (3) 夜間、照明がない、あるいは照明の足りない道路を通行する場合は、上向きの前照灯を使わねばならない。ただし、対向車があるときは、その車の150m以上手前で、下向きの前照灯に切り換えなければならない。また下向きのライトも眩しいときは、スモールライトを使わねばならない。
2. 第32条、原動機付車両の追い越しは、以下の規定を守らねばならない。
 - (2) 追い越しするとき、先行車から20m以上離れたところでクラクションを鳴らし（夜間22時より翌日5時までは、上向き前照灯、下向き前照灯を交互につけることで代用する）、先行車が減速し、道を譲るのを待って、その左側から追い越す。
3. 第33条、一つの車道内で、低速車種、あるいは低速で走行している同種の車両は、後ろからきた高速車が、追い越しの信号を出した場合、条件が許す状況においては、減速し、右に寄って、これを先行させなければならない。故意に道を譲らないというようなことはしてはならない。
4. 第45条、普通自転車、三輪自転車に乗る場合、以下の規則を守らねばならない。
 - (5) 他の車両の通行を妨げないという条件でのみ、追い越したり、曲がったりすることができるが、乱暴に追い越したり、曲がったりしてはならない。

<資料-6>

都 市 交 通 規 則

中華人民共和国公安部命令

都市交通規則は、すでに國務院に報告、批准され、公布されるとともに、1955年10月より施行されることが決定した。施行日より、中央人民政府公安部が1951年に公布した「都市陸上交通管理暫定規則」は、廃止する。

上のおり命令す。

部長 羅 瑞 卿

1955年8月19日

第1章 総 則

- 第1条 都市の交通管理を強化し、交通運輸の便利を図り、交通の安全の維持することにより、国家の経済建設の要求に応えることを目的として、本規則を制定する。
- 第2条 役所、軍隊、団体、企業、学校等の人々、車両の運転者、市民、及び、一時的に都市を往来するすべての人々は、みな、本規則を遵守し、交通警察の指揮に従わねばならない。
- 第3条 役所、軍隊、団体、企業、学校等の職場で、車両を管理する者及び乗車する者は、運転者に、本規則に違反することを強要したり、違反を放任したりしてはならない。
- 第4条 本規則に規定がないような状況に出遭った場合、車両、歩行者は、交通安全を妨げない、という原則のもとで、通行しなければならない。
- 第5条 車両の運転者、家畜を追ったり、家畜に乗ったりしている者すべてが、道路の右側を通行しなければならない。
- 第6条 その地の公安局の同意を得ずに、歩道、車道を占用したり、その他交通を妨げるような活動したりしてはならない。
- 第7条 鉄道線路と（大きな）通りとの交差点には、遮断機等の安全設備をつけなければならない。

第2章 交通指揮信号と交通標識

- 第8条 交通警察は、指示棒を使って、交通誘導をする。（附記1. 交通指示棒使用方法参照）
- 第9条 信号が青のとき、車両、家畜の通行が許される。
- 第10条 信号が赤のとき、
- (1) 車両、家畜の通行を禁止する。
 - (2) 青信号で通行している車両の通行を妨げなければ、右折してよい。
 - (3) T字路で右側に横道のない道路を直進する車両は、青信号で通行している車両の通行を妨げなければ、通行してよい。
- 第11条 信号が黄色のとき、車両、家畜の通行を禁止する。すでに停止線を越えている場合は、続けて進行しなければならない。
- 第12条 車両は、交差点を通行する際、信号機が停止信号を出していたら、停止線の外側（手前）に停まらねばならない。停止線のない場合は、横断歩道の線の外側（手前）で停車する。
- 第13条 交通標識（附記2. 参照）

第3章 車 両

第1節 一般規定

第14条 車両は、車両検査機関の検査を受け、ナンバープレートをもらい、それを指定された位置に取り付ける（トロリーバスは、前と後に、白のペンキで、ナンバーを書くこと）。原動機付車両の走行許可証は、いつも車に置き、貸したり書き換えたり、破損したりしてはならない。

第15条 原動機付車両と、非原動機付車両のうちの普通自転車、三輪自転車、畜力貨物車は、きちんと働くブレーキを備えていなければならない。

第16条 畜力貨物車、人力車、人力貨車、手押し車以外の車両は、きちんと働くクラクションを備えていなければならない。消防車、パトカー、緊急工事車両、救急車は、専用の警報機を備えていなければならない。

第17条 車両が、普通自動車用高速車道、大型トラック用車道、非原動機付低速車道の3種の車線に分かれている大通りを走る場合、普通自動車、モーターバイクは高速車道を、大型乗用車、トラックは、大型トラック用車道を通行し、非原動機付車両は、非原動機付低速車道を走る。高速車道、低速車道の2種に分かれている大通りでは、原動機付車両は高速車道を、非原動機付車両は低速車道を走る。高、低速車道が分かれていない道路では、原動機付車両が道路の真ん中を走り、非原動機付車両は右側を通行する。

第18条 原動機付車両と非原動機付車両のうちの普通自転車、三輪自転車、畜力貨物車は、夜間運行するとき、ライトをつけねばならない。原動機付車両は、霧中を走るときもライトをつけなければならない。

第19条 各種車両とも、消防車、パトカー、緊急工事車両、救急車に道を譲らねばならない。

第20条 交差点で、各方向から同時に車両がきた場合、下の規定を遵守せねばならない。

- (1) 非原動機付車両は、原動機付車両を先行させる。
- (2) 線路ない車両は、線路のある車両を先行させる。
- (3) 同種の車両が出合った場合は、曲がる車が、直進車両を先行させ、非幹線道の車両が幹線道路の車を先行させる。幹線、非幹線道路の区別がないときは、右からくる車がないほうの車両を先行させる。

第21条 一方通行の道路は、任務遂行中の消防車、パトカー、緊急工事車両、救急車以外の車両は逆行してはならない。

第22条 通行禁止の道路は、任務遂行中の消防車、パトカー、緊急工事車両、救急車、通行禁止の車両に属さない車両以外の車両の通行は許さない。

第23条 鉄製の車輪を備えた重量車両（トラクター、クレーン、戦車等）が、大通りを通行する場合は、事前に、その地の公安局に通知し、公安局の指定した路線、時間に基づいて通行する。

第24条 畜力貨物車、大八車が市内に入るときは、公安局の指定する路線に基づいて通行しなければならない。

第25条 各種の車両は、駐停車する場合、指定された場所に順番に駐車しなければならない。その他の場所で、一時的に停車するときは、道路の右側に短い時間内だけ停車することを許すが、交通の妨げになるときは、速やかに、その場所を離れなければならない。

第26条 交差点、カーブ、橋、城門、牌楼（鳥居のような門）、消化栓、踏切りから10m以内の所には、駐停車してはならない。

第27条 トロリーバス、バスの停留所、消防機関の入り口から15m以内の所には、その他の車両を駐車してはならない。

第28条 車両が積載をする場合には、車両検査機関の規定した数量を超えてはならない。

第2節 原動機付車両

第29条 原動機付車両は、交差点を通るとき、30mから50m手前で減速し、方向指示灯で、進行方向を知らせなければならない。夜間は、上向きのライトを、下向き、あるいは、スモールライトに切り換えねばならない。

第30条 夜間、2台の車両が出合った場合、対向してくる車両から100m以上手前で、上向きライトを下向きライト、あるいは、スモールライトに切り換えねばならない。

第31条 夜間、時速が30kmを超えないとき、ライトで30mを照らし出し、時速30kmを超えるときは、100m以上照らし出さねばならない。

第32条 方向指示灯の使い方。

(1) 直進。両方の指示ライトいずれもつけないか、あるいは、矢印を上向きにする。

(2) 右折。右側の指示ライトをつけるか、あるいは、矢印を右向きにする。

(3) 左折。左の指示ライトをつけるか、あるいは、矢印を左向きにする。

(4) Uターン。左側のライトをつけるか、あるいは、矢印を下向きにする。

第33条 トラックの積載貨物の高さが荷台の枠を超えると、輸送管理をしている者は、運転席側に座らねばならず、貨物の上に横になったりしてはならない。貨物の高さが、運転室より高

なくなった場合は、貨物の上に人は乗ってはならない。

第33条 トラックが人を乗せる場合、荷台の枠はしっかりしていなければならない。枠高が1 mに満たないとき、乗客は、車の中に立ってはいなければならない。また、運転技術に比較的熟練している運転者を選んで運転させねばならない。

第35条 原動機付車両が大きな通りを通行する場合、2台の車の車間距離は、少なくとも20mなくてはならない。繁華な地区でも、最低5 mなければならない。

第36条 トロリーバス、バスの走行路線、停留所の設立や変更は、事前に、その地の公安局の同意を得なければならない。

第37条 トロリーバス、バスは、特別の事情がある場合を除いて、途中で停まったり、途中で乗客を乗降させてはならない。

第38条 原動機付車両の運転者は、道路が広く、すいていて、視野もよく、また、速度制限標識もない所では、交通安全が保障できるという条件のもとで、最高速度は以下の規定に従う。

(1) 普通自動車、モーターバイクは50km/h。

(2) 大型乗用車、大型トラックは40km/h。

(3) トロリーバスは35km/h。

(4) 路面電車は30km/h。

第39条 以下の状況では、時速は15kmを超えてはならない。

(1) 繁華な交差点、あるいは、人が密集している場所。

(2) Uターンする、曲がる、坂を下るとき。

(3) 機器が壊れた車両を牽引しているとき。

(4) 踏切、橋、城門、地下排水管を通るとき。

(5) 降雪、結氷した道路を通行するとき。

(6) 強風、濃霧に遭い、視界が30m以下のとき。

(7) 警戒標識に出合ったとき。

第40条 以下のような状況では、時速は5 kmを超えてならない。

(1) ブレーキ、ライト（夜間）、クラクションが途中で故障したとき。

(2) 降雨、降雪時、ワイパーが途中で破損した場合。

第41条 消防車、パトカー、緊急工事車両、救急車は、任務遂行中、交通安全を保証するという原則のもとで、速度の制限を受けない。

第42条 自動車、モーターバイクは、前方の車両を追い越すとき、以下の規定を守らねばならない。

(1) 左側から追い越さねばならない（トロリーバスを追い越すときは、道路の状況に基づ

いて、左、右側から追い越す)。ただし、対向してくる車両より150m以上手前でなければならない。

(2) 追い越すとき、先行する車両から20mから30mの所でクラクションを鳴らし、先行車両が道譲るのを待って、追い越す。ただし、先行車は、故意に譲らないようなことはしてはならない。追い越し後は、後続車(もとの先行車)から20m以上離れてから、もとの車線の列内に戻らねばならない。

(3) 追い越し中の車両を追い越してはならない。

(4) 第39条、第40条が規定しているような状況に出合った場合は、追い越しをしてはならない。

第3節 原動機付車両運転者

第43条 原動機付車両の運転者は、車両管理機関の審査を受け、運転免許証を発行されて、はじめから運転することができる。

第44条 原動機付車両の運転者は、以下の規定を守らねばならない。

(1) 車両の運転をするときは、運転免許証を携帯しなければならない。

(2) 飲酒後は、車両を運転してはならない。

(3) 運転免許証の規定と合わない車両を運転してはならない。

(4) 車両を運転するときは、タバコを喫ったり、物を飲食したり、おしゃべりをしたり、してはならない。

(5) 運転免許証のない者に車を渡し、運転させてはならない。

(6) 運転免許証を他人に貸してはならない。

(7) 運転室内に人が乗る場合、定員を超えてはならない。

第45条 原動機付車両の運転教習者は、運転教習許可証の発行を受けたうえ、道路で練習、実習中、以下の規定を守らねばならない。

(1) その地の公安局が指定した時間、路線に従って、運転練習をしなければならない。

(2) 車両の運転実習をするとき、正式な運転者が隣に座って監督、教授しておらねばならず、交通規則に違反したり、事故が起こったときには、教授者は、一部あるいは、すべての責任を負わねばならない。

(3) 車には人を乗せてはならない。

第4節 非原動機付車両

第46条 車両運転者は、酒に酔って運転してはならない。

第47条 普通自転車に乗るとき、以下のことをしてはならない。

- (1) 両手をハンドルから離してはならない。
- (2) 2人乗りをしたり、2台で並び、肩に手を置いて走行したりしてはならない。
- (3) 他の車両につかまったり、傘を持ったりしてはならない。
- (4) 歩道上を走ってはならない。
- (5) 互いに追いかかけあったり、曲がりくねって競争したりしてはならない。

第48条 三輪自転車を運転するとき、第47条、第(1)、(3)、(4)、(5)項の規定を守らねばならない。

第49条 畜力貨物車を運転する者は、常に、車両、鞍の堅固、完全を保たねばならず、通行中は、車上に横になってはならない。

第50条 畜力貨物車が、下のような場所を通行するとき、運転者は車を降り、家畜を引いて通行せねばならない。

- (1) 車両、歩行者の往来が多い場所。
- (2) 坂道、狭い道、カーブ、交差点、橋、架橋下、その他事故が起きやすい危険な場所。

第51条 畜力貨物車が、隊列をなして大きな道路を通行するとき、何台かずつに分かれ、それぞれのまとまりの間を20m以上あけて通行しなければならない。

第4章 歩行者

第52条 歩行者は、以下の規定を守らねばならない。

- (1) 歩道を歩き、歩道のない所では、路端に寄って通行しなければならない。
- (2) 歩行者が、トロリーバス、バスに乗るときは、停留所に近い歩道で車を待たねばならない。
- (3) 重い物、持ちにくい物を運ぶときは、車道の右端を通行しなければならない。
- (4) 歩行者は、大きな道を渡ったり、交差点を通ったりするときは、道に描かれた横断歩道内を通行しなければならない。

第53条 7歳未満の児童が、大きな道を歩くときは、成人が連れて歩かねばならない。

第54条 縦隊で大きな道を通行するときは、横は4人を超えてはならない(児童は2人を超えては

ならない)。また、車道の右側を（児童は歩道を）通行しなければならない。必要なとき、交通警察は、長い隊列を一時的に中断させてもよい。

第5章 交通規則違反と交通事故の処理

第55条 本規則に違反した者に対し、公安機関は、情況に基づいて、下のように処理する権利を有する。

- (1) 本規則に対する違反程度が軽微で、事故の発生に至らない場合は、批判教育する。
- (2) 本規則に対する違反程度が重大、あるいは事故が起こった場合は、その程度の軽重により、それぞれ警告、罰金、運転免許証の停止、拘留の処分をする。
- (3) 本規則に違反し、重大な事故を起こし、刑事処罰を必要とする場合、人民法廷（裁判所）あるいは人民検察院に移送し処理する。

第56条 規則違反者が、本当に交通規則を知らなかったり、あるいは、たまたま規則違反をしてしまったが誤りを認め、かつ二度と違反しないことを保証する者は、情状酌量し、処罰を軽減したり、免除したりしてもよい。

第57条 車両管理人、乗車する者が、運転者に本規則違反を強要したり、正式の運転者でない者に原動機付車両の運転を強要したり、その運転を放任したりした場合、強要、放任をした者が主な責任を負い、加重処罰を受けねばならない。

第58条 車両を運転している者は、交通事故を起こしたとき、すぐに停車し、負傷者の救助に努め、あわせて、付近の交通警察に知らせ処理を待つ。規則違反あるいは事故発生の後、罪を恐れて逃げた者は、加重処罰せねばならない。

第6章 附 則

第59条 各市は、本規則に基づき、実施細則を制定し、その地の市人民委員会に報告、批准後、公布、施行、あわせて、中華人民共和国公安部に報告、登録する。

第60条 本規則は、中華人民共和国国务院批准後、中華人民共和国公安部により公布、施行される。

附1. 交通指示棒使用方法。

(1) 指示棒の様式

1) 指示棒は、軽い木製のものでなければならず、赤と白で3段に塗り分ける（3等分）。中間を赤に、上と下を白とする。

2) 指示棒の長さは510mm、上端の直径は32mm、下端の直径は25mmとする。

(2) 指示棒の使用法

1) 交通警察は勤務するとき、右手に棒を持ち、態度は厳粛、指揮姿勢ははっきりと正確でなければならず、指示棒を勝手にぶらぶらさせ、運転者の誤解を招くようなことがあってはならない。

2) 交通警察は、車両を指揮するときは、気をつけの姿勢をとり、方向を変えるときは、正規の方向転換法を使う。普通ときは、休めの姿勢をとる。

3) 交通警察が続けて指揮信号を変えるときは、まず前の信号を終え、気をつけの姿勢に戻ってから、次の信号に変える。ただし、指揮方向を変更するとき、すでに交差点内に進入している車両を通過させるために、停止信号を出して、体の方向を変える。

4) 信号機が指揮している交差点では、左折車両を指示棒で指揮する以外（指示棒で左折車を指揮すると同時に、信号機は止めなければならない）、その他は使用しない。

5) 交通警察が指揮する場合、原動機付車両を主とする。ただし、指示棒で停止させられている方向の非原動機付車両、歩行者も、また、その信号を守らねばならない。

6) 3種の指揮信号。

① 停止信号。交通警察が、気をつけの姿勢で、指示棒を上真っすぐ伸ばし、右手を帽子の沿の前方12cmのところに持ってくる。

注意；この信号は、すべての車両の通行を停めるもので、車両は、停車線の外側（手前）で停止しなければならない。ただし、すでに交差点内に進入している車両は、続けて通行してよい。

② 直進信号。交通警察が、気をつけの姿勢で、体の側面を車両のくる方向に向け、右手に指示棒を持って、右に平らに伸ばし、続いて右手の棒を左胸ポケットの前10cmのところへ横に持ってき、車両が交差点に入ってくるのを待って、この棒を下に下ろす。交通警察の気をつけの姿勢が直進信号で、車両が通過後とる休めの姿勢が、この信号の解除にあたる。

注意；この信号は、交通警察の左右両方の直進車両の通行を許す信号で、交通警察の前

後の直進車両と、各方面の左折車両は、停車線の外側（手前）で停止しなければならない。右折車両は、直進車両の通行を妨げなければ、通行してもよい。

- ③ 左折信号。交通警察が気をつけの姿勢で、体の左側を車両のくる方向に向け、指示棒を前に平らに伸ばす。大通りの広さが足りず、大回りの左折ができないとき、交通警察は左折信号を出した後、左手で、小回りの左折を許すことを示すことができる。

注意；この信号は、交通警察の左側の車両の左折を許すもので、Uターン車両、直進車両、その他の車両は、いずれも、停車線の外側（手前）に停止しなければならない。ただし、各方面の右折車両とも、通行を許されている車両の通行を妨げなければ、通行してもよい。

- 7) 変形交差点での指揮と通行の方法に関しては、各市で、実際の状況に基づき、上の3種の指揮信号を変更しない範囲で、それぞれ規定してよい。

附2. 交通標識。

都市の交通標識は、全体で3種28種に分かれる。

(1) 指示標識。運転者に通行あるいは停車を指示するもの。合わせて8種の様式がある。

1) 方向指示の五つの標識。直径600mmから800mmの円形で、黄色い地に、通行を許す方向を示す黒い矢印が書いてある。交差点及び、大通りと広場の接している所に設ける。

- ① 直進標識。垂直の黒い矢印が上を指している。
- ② 直進、右折標識。途中で分かれている矢印が上と右を指している。
- ③ 直進、左折標識。途中で分かれている矢印が上と左を指している。
- ④ 右折標識。黒の矢印が右を指している。
- ⑤ 左折標識。黒の矢印が左を指している。

2) 以下の三つの標識は、各辺が600mm~700mmの黄色の正三角形で、上に、それぞれにふさわしい図案が描いてある。

- ⑥ 歩行者に注意の標識。黄色の地に、各辺が370mm~400mmの黒の正三角形の図案が描いてあり、運転者及び歩行者が、この種の標識のある所を通るとき、特に注意するよう指示する。学校や、市場、娯楽場等に設ける
- ⑦ 自動車Uターン標識。黒の矢印が左に曲がり、下を向いているもので、自動車のUターンが許されている場所に設ける。
- ⑧ 駐車場標識。黄色の地の上に「停」の字が書いてあり、「停」の字の下に、駐車が許可されている範囲のメートル数が、標識柱の上端に、許可される車種が書かれている（例えば、自動車、三輪車等）。駐車場の中間に設ける。

(2) 警戒標識。運転者に、危険な場所に注意し、通行速度を規定速度まで下げるように警告する標識。様式は、黄色の地に、黒い縁とりの正三角形で、1辺は600mm~800mm、黒の縁どりの幅は30mm~36mm。黄色の地の上に、それぞれふさわしい黒の図案が描かれている。全部で4種に分かれる。

- ⑨ 交差点標識。図案は、2本の線が直角に交差しているもので、底辺との角度は45度。交差点から15mから20mの所に設ける。交通警察が指揮している交差点には、立てる必要はない。
- ⑩ 急カーブあるいはU字型標識。図案は曲線で、カーブから30m~50mの所に設ける。上下線に分かれた道路上を通行していて、この標識に出遭った場合、左側の同様の標識を通り過ぎるまで、低速のまま通行する。

- ⑪ 踏切り標識。図案は汽車の機関車。踏切りから20m～30mの所に設ける。
- ⑫ 危険標識。図案は感嘆符。以上3種の標識が設けられる所以外の危険な場所（急坂、狭い橋、狭い道、トンネル等）の30m～50mの所に設ける。
- (3) 禁止標識。道路と交通量の状況に基づき、交通安全を保証するために、車両に適当な規制を加えねばならない場合の標識。様式は、円形で黄色の地に、赤い縁どり。標識の直径は600mm～800mmで、縁どりの幅は70mm～80mm。標識の黄色地の上に、黒色のそれぞれにふさわしい図案を描く。全部で16種。
- ⑬ 車両進入禁止標識。図案は、赤い地に中間に137mm～160mm幅、長さ470mm～550mmの黄色の横線を入れ、各種の車両、馬の進入禁止の場所に設ける。
- ⑭ 通行禁止標識。黄色の地に、赤い縁どりで、車両、馬、歩行者の通行禁止の場所（特別許可を受けている者は例外）に設ける。
- ⑮ 駐車禁止標識。図案は「停」字で、「停」の上に、左上方から右下方まで、垂直直径と45度をなす、幅43mm～50mmの赤い線を書く。また、「停」字の下に、駐車禁止の範囲のメートル数を明記し、駐車禁止場所の中心に設ける。
- ⑯ 自動車通行禁止標識。図案は普通自動車で、各種自動車の通行が禁止されている所に設ける。
- ⑰ 大型自動車通行禁止標識。図案はトラック、大型自動車（大型乗用車、トラック）の通行が禁止されている所に設ける。
- ⑱ 2種の車両通行禁止標識。43mm～50mm幅の赤の横線を書き、黄色の地を二つの等しい扇型に分け、その扇型のところに、通行を禁止する必要がある2種の車両を、それぞれ描く。例えば、自動車とオートバイ、あるいは自動車と馬車のように。そして、2種の車両の通行が禁止されている場所に設ける。
- ⑲ オートバイ通行禁止標識。図案はオートバイで、オートバイの通行が禁止される所に設ける。
- ⑳ 追い越し禁止標識。図案は、幅43mm～50mmの赤い線を、垂直直径のところに引き、二つの黒い矢印を描く。右の矢印は、垂直に上を指し、左の矢印は、カーブしてから上を指し二つの矢印が追い越しの形となる。追い越し禁止の場所に設ける。
- ㉑ 重量制限標識。黄色の地の下端に、高さ85mm～100mmの扇型を黒く塗り、黄色い地のところに、許可される重量の総トン数を標示する（車の重量も含める）。重量制限がある場所に設ける。
- ㉒ 高さ制限標識。黄色の地の上端の、高さ85mm～100mmの扇型部分を黒く塗り、黄色の地のところに、それを超えてはならない地面からの最高高度のメートル数を標示し、高度制

限のある所に設ける。

㉓ 速度制限標識。黄色の地のところに、許容される車両の最高時速を書き、車両の速度制限のある所に設ける。

㉔ クラクション禁止標識。図案はラップ。ラップの上に、左上方から右下方に、垂直直径と45度をなすように、幅43mm～50mmの赤い線を書き、過度の騒音を避けねばならない場所、例えば、病院、療養所、科学研究院、学校等の付近に設ける。

㉕ 自動車Uターン禁止標識。図案は、黒の矢印が右に曲がり下を指しており、その矢印の上に、左上方から右下方にかけ、垂直直径と45度をなすように、幅43mm～50mmの赤い線を書き、自動車のUターンが禁止される場所に設ける。

㉖ 人力貨物車の通行禁止標識。図案は大八車。人力貨物車の通行が禁止される場所に設ける。

㉗ 三輪自転車通行禁止標識。図案は三輪自転車で、三輪自転車と人力車の通行が禁止される所に設ける。

㉘ 畜力車通行禁止標識。図案は馬の頭で、各種の畜力車（ロバ、馬等を含む）の通行が禁止される場所に設ける。

(4) 標識設置のいくつかの問題。

㉙ 標識は、標識柱の上、あるいは、道路を跨いでかかっている鉄の太い鋼に取り付けねばならない。警戒標識柱、指示標識柱は、白黒のしま模様、禁止標識柱は、赤白のしま模様で、柱の辺はどれも100mm、高さは地面より標識の下沿が1.8m～2m、道の右側の車道より300mm～500mmの所（歩道がなければ、この通りでなくてよい）、また、運転者に見やすい所に設ける。

㉚ 標識上の文字は、すべて、宋体を使用し、数字はすべてアラビア数字を書く。

㉛ 各大都市の主要道路の標識は、照明をしなければならない。図案は標識ケースのガラスの上に描き、ケースの中に電灯を取り付ける。

<資料-7>

交通行為規則常識

—— 高校生必読 ——

上海市公安局交通課編

編者のことば

「都市交通規則」は、道路上を通行、道路上で活動するすべての人の行動規則で、公安交通管理部門の法律執行管理の根拠となるものである。

交通行為規則は、都市の道路の安全でスムーズな交通を守り、人々の道路上での活動の合法的権益を保護するために制定されたものであり、こうした規則がなければ、交通安全は保証できず、交通秩序を守るすべもなく、人々の合法的権益も保護されない。そこで、日常生活において、交通活動を離れることのできない者は、こうした規則がどういうものかを理解し、その深い意味を知り、また、その具体的内容を把握して、いつも、この規則を、自己の行動の基準としなければならない。

この「交通行為規則常識」は、高校生、あるいは一般成人が読み、学習するのに適す。高校生や一般成人の交通活動の特徴に基づき、交通信号、交通標識、交通標示に関する常識を収め、交通規則が規定している権利と義務に関する問題に対して特別に解説をし、また、自転車に乗るとき守らねばならない各規則については比較的具体的に記述し、最後に、規則違反をした場合、どのような処罰を受けてるのかについても、一部を選んで紹介した。

本文は四つのテーマからなり、生き生きとした具体的図解を配し、いくつかの重要な内容については、実例も挙げているので、一般的で、わかりやすくできている。

私たちは、この本を読む人が、この本を気に入り、大切にしてくれ、各規則を本当に理解したうえで、それを交通行動のうえで実行してくれることを望む。私たちは、適当な時期に、この本の内容で、全市の高校生の間で、1回、交通行為規則のクイズ大会を開くことを考えている。みなさんには、十分に準備をし、ふるって参加してもらいたい。

資料7 目 次

1. いつも休まぬ交通警官	171
交通管理施設	171
2. 都市道路上の通行	182
どんな権利と、どんな義務があるか	182
3. 自転車は「自由車」ではない	189
自転車に乗るとき守らねばならない規則	
附；季節による気候の特徴と自転車走行の安全常識	197
4. 「都市交通規則」違反は、処罰をされなければならない	199
附；「上海市交通違反処理施行方法」	201
「上海市の歩行者、乗車人員、沿道住民に対する交通管理実施細則」	203

1. いつも休まぬ「交通警察」

—— 交通管理施設 ——

交通管理施設とは何か。それは、どんな役割と法的地位があるのか。どうして交通管理施設を「いつも休まぬ交通警察」というのか。それと、あなたは、どんな関係があるのか。下の文章を読んでみてほしい。

都市の路上で、私たちはしばしば制服を着て、交通の誘導、管理をしている交通警察を見かける。交通警察は、国家の職責を負う「都市交通規則」の法律執行者である。しかし、交通警察の数は本当に限りがあり、この上海のような大都市でも、4,000人しかいない。だから、都市のあらゆる交差点や路上のどこにも交通警察がいる、というのは不可能なのだ。

それでは、このような状況のもとで、道路交通は、いったい誰によって管理、維持されているのだろう。交通管理の意図は、また、何によって人々に知らされているのだろう。交通誘導管理施設は、ここで、その力を発揮しているのだ。

交通誘導管理施設は、公安交通管理活動の重要な部分となっている。公安交通管理機関は、都市交通法規と、交通管理上の必要に基づいて、交通の秩序を守り、交通安全を保証し、交通運輸に便利を図るため、都市の道路上に、灯火、図案、線、文字を組み合わせた専用の設備をつくっているが、これらの施設は交通警察が交通の誘導をする補助の働きをし、人々にどのように通行するのか、停止しなければならないか等を知らせる、都市交通にはなくてはならない施設となっている。

交通誘導施設には、交通誘導信号機、交通標識、交通標示、交通分離施設等がある。

1. 交通誘導信号機

交通誘導信号機は、交通管理をする者が、一定の形式を使って、車両と歩行者に、通れるのか、どのように通るのか、という情報を伝える標識であり赤、黄、青の3色のランプを使っている。赤い色は遠くまでよく見え、人に危険を感じさせるので、赤信号を通行禁止の信号としたのだ。青は見分けやすく、人々に快適、安全を感じさせるので、それを通行許可信号としたのだ。また、黄色は遠くでもはっきりと見え、しばしば「警告」を表わすのに用いられてきたので、過渡段階の信号として使われ、すぐに赤信号に変わることを示している。

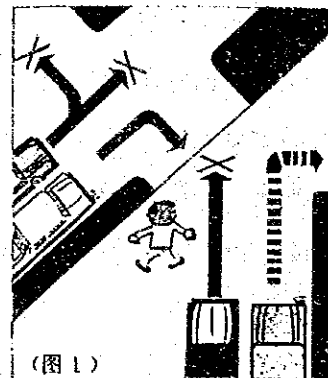
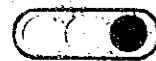
都市交通の発展と管理上の必要に伴い、1985年11月11日、市公安局は、「交通信号灯改革に関する通告」を發布し、交通信号灯の修正と補充をし、歩行者用信号と方向矢印灯の規定を追加し

た。修正後、信号灯は、車両用信号灯と歩行者用信号灯に分けられた。

(1) 車両用交通信号灯。

車両用交通信号灯は、車両の進行あるいは停止を誘導する信号である。

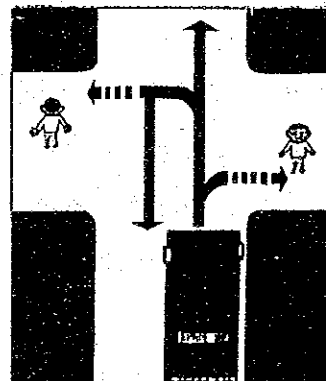
- 1) 信号が赤のとき。通行禁止。歩行者用信号が設けられている交差点では、右折車両は、歩行者の通行を妨げないという条件のもとで、通行しなければならない。(図1)



- 2) 信号が青のとき。車両の通行を許可する。曲がる車両は、直進車両と、通行を許されている歩行者の通行を妨げなければ通行してよい。(図2)



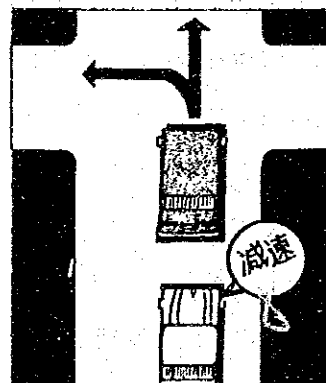
(図2)



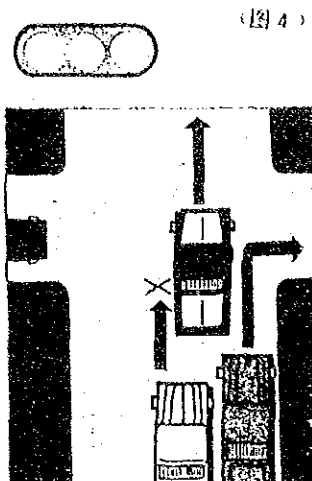
- 3) 青の信号の点滅。すぐに黄色に変わることを知らせるもので、停止線の近くにいる車両は通過してよいが、停止線から少し遠い所にいる車両は減速徐行しなければならない。(図3)



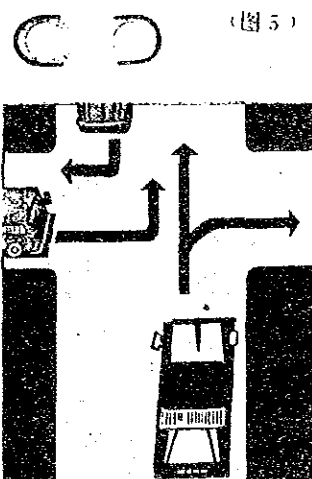
(図3)



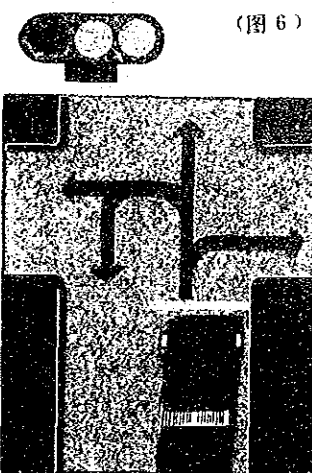
- 4) 信号が黄色のとき。各種車両とも、停止線の外側（手前）で停止しなければならない。すでに停止線を越えている車両は、通行してよい。右折車と、T字路で右側に横道がない道路を直進する車両は、続けて通行してよい。（図4）



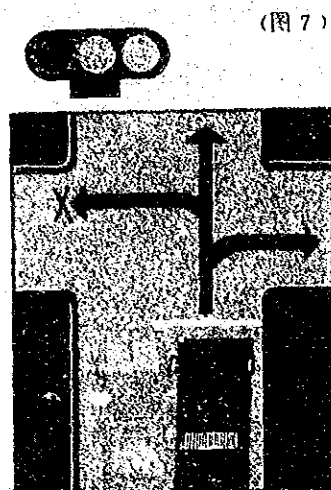
- 5) 黄色の信号の点滅。車両は、安全が確保できるという条件のもとで、通行することができる。（図5）



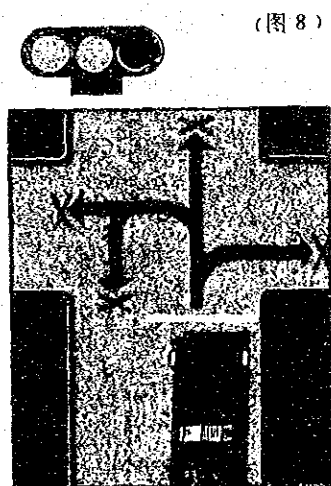
- 6) 青の信号と、青の矢印灯が同時についたとき。車両の直進、左右折、Uターンが許される。（図6）



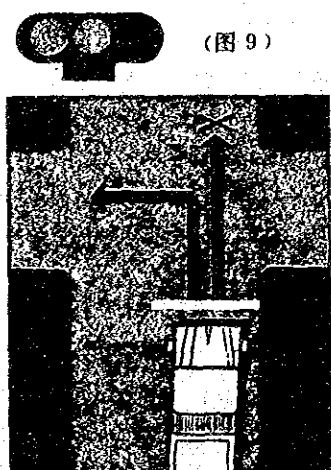
- 7) 青の信号と、赤い矢印が同時についたとき。車両は、矢印が指す方向に行くことはできないが、それ以外の方向に進むことはできる。(図7)



- 8) 赤信号と赤の矢印が同時についたとき。車両の直進、左右折、Uターンを禁止する。(図8)



- 9) 赤信号と青の矢印が同時についたとき。車両は、矢印の指す方向へ進むことができる。青の矢印の指す方向に行かないのなら、赤信号の規定を守らねばならない。(図9)



(2) 歩行者用信号灯。

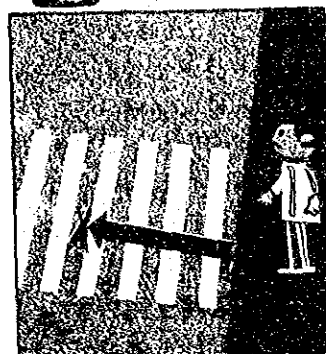
歩行者の進行と停止を誘導する信号。

- 1) 信号が赤のとき。歩行者の道路横断を禁止する。歩行者は、歩道の上で待たねばならない。

(図10)



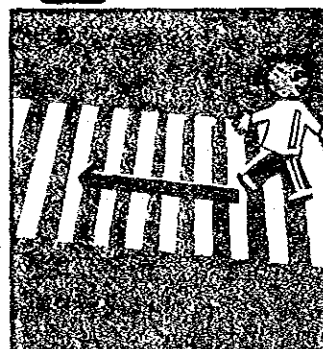
(図10)



- 2) 信号が青のとき。歩行者は、横断歩道を通行してよい。(図11)



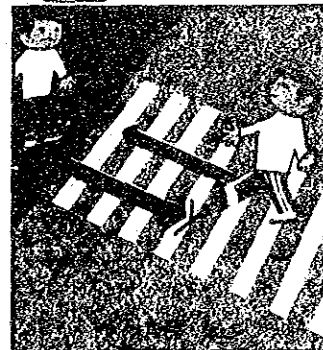
(図11)



- 3) 青の信号の点滅。歩行者は、もう横断歩道に入
ってはならず、すでに横断歩道内にいる者も、歩
を速めて通過しなければならない。(図12)



(図12)



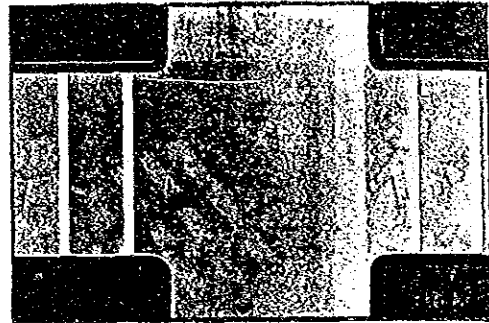
2. 道路交通標示。

交通標示は、公安交通管理機関が特定の色の線と記号を使って、直接、都市の路面に書いた交通施設で、車両の制限、停止、歩行者の秩序ある歩行あるいは停止、車両、歩行者の分離、それぞれの専用道の通行を指示するものであり、交通警察の交通規則違反処理や、交通事故責任の鑑定に、法律的根拠を与える。よく見かける交通標示には、以下の何種類かがある。

- (1) 横断歩道線。白の平行な直線式としま条の直線式の横断線の2種類がある。

(図13、図14)

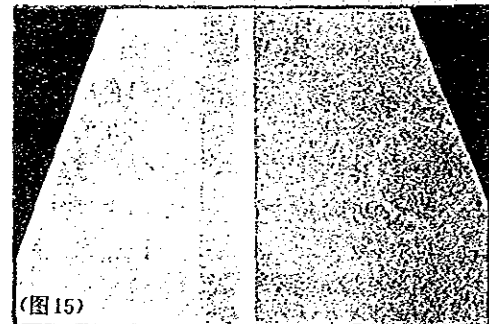
平行な直線式の横断歩道は、ふつう、歩行者用信号のある交差点に書かれ、歩行者は歩行者用信号の誘導に従って、横断歩道を通して道を渡らねばならないと規定されている。しま条直線式は、ふつう、歩行者用信号のない交差点や路上に設けられ、歩行者は、横断歩道内を通らねばならず、また、あわせて、往来する車両に注意する。



(図14)

- (2) 中央線。(図15)

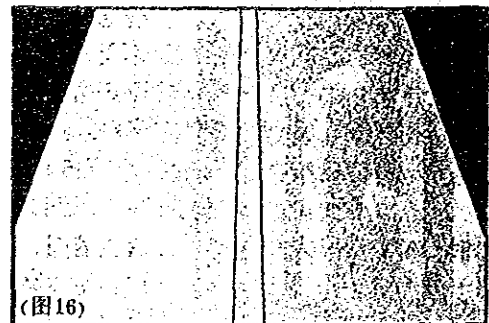
白の直線で、道路の中央に書かれ、車道の上下車線を分ける。対向車線をくる車両の通行を妨げなければ、車両は、この線を越えて、追い越しや左折をしてもよい。



(図15)

- (3) 中央分離線。(図16)

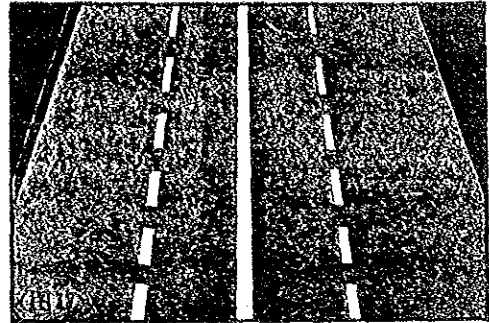
2本の黄色い直線で、道路の中央に引かれ、車道の上下線を分ける。車両が、この線を踏んだり、越えたり、横切ったりすることが厳禁される。



(図16)

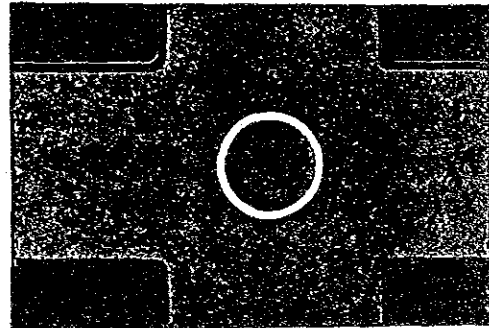
(4) 区分線。(図17)

白の点線で、道路の一方に書かれ、車種別の車線を分けるのに使う。追い越し、左右折、駐停車のために、短い間線を越えて、他車種の車線を借用してもよいが、その道を走るべき車両の走行を妨げてはならない。



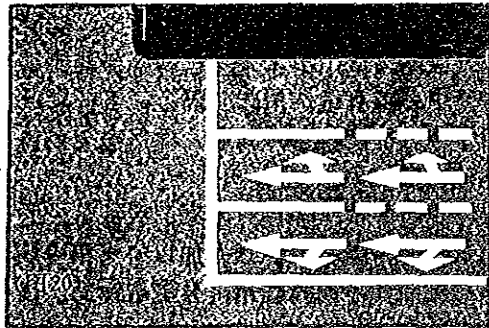
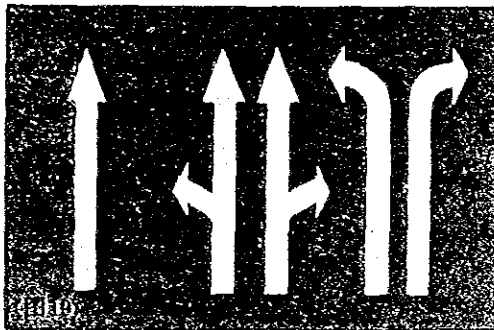
(5) 中心円。(図18)

白い円で、交差点の真ん中に描かれ、車両の大回り、小回りの曲がり方を区別する。線は踏んではならない。



(6) 方向指示の矢印。(図19)

白の矢印で、交差点あるいは路上に描かれ、車両の直進、左右折を導く。(図20)



(7) 停止線。(図21)

白の直線で、交差点外の車道上に横に引く。停止信号に合った車両は、この線の外側(手前)で停止しなければならない。

